

議 事 日 程 （ 第 3 号 ）

平成24年9月7日（金曜日） 午前10時 開議（補正予算審査特別委員会）

日程第 1 ※補正予算審査特別委員会

- 議第43号 平成24年度遊佐町一般会計補正予算（第3号）
議第44号 平成24年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議第45号 平成24年度遊佐町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
議第46号 平成24年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議第47号 平成24年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
議第48号 平成24年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）
議第49号 平成24年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議第50号 平成24年度遊佐町水道事業会計補正予算（第1号）

☆

本日の会議に付した事件

（議事日程第3号に同じ）

☆

出 欠 席 委 員 氏 名

応招委員 13名

出席委員 13名

1番	筒井義昭君	2番	高橋久一君
3番	高橋透君	4番	土門勝子君
5番	赤塚英一君	6番	阿部満吉君
7番	佐藤智則君	8番	高橋冠治君
9番	土門治明君	10番	斎藤弥志夫君
11番	堀満弥君	12番	那須良太君
13番	伊藤マツ子君		

欠席委員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	時田博機君	副町長	堀田堅志君
総務課長	本宮茂樹君	企画課長	村井仁君
産業課長	佐藤源市君	地域生活課長	池田与四也君
健康福祉課長	菅原聡君	町民課長	渡会隆志君

会計管理者 本 間 康 弘 君 教育委員長 渡 邊 宗 谷 君
教育委員会
教育長 那 須 栄 一 君 教育課長 東 海 林 和 夫 君
選挙管理委員会
農業委員会会長 阿 部 一 彰 君 委員長 佐 藤 正 喜
代表監査委員 高 橋 勤 一 君

☆

出席した事務局職員

局 長 小 林 栄 一 次 長 今 野 信 雄 書 記 佐 藤 利 信

☆

補正予算審査特別委員会

委員長（高橋久一君） おはようございます。ただいまより補正予算審査特別委員会を開会いたします。

（午前10時）

委員長（高橋久一君） 上衣は自由にしてください。

9月5日の本会議において補正予算審査特別委員会委員長に指名されましたが、何分ふなれでありますので、よろしくご協力をお願いいたします。

本日の委員の出席状況は、全員出席しております。

なお、説明員としては町長以下全員出席しておりますので、ご報告いたします。

定例会から本特別委員会に審査を付託された事件は、議第43号 平成24年度遊佐町一般会計補正予算（第3号）、議第44号 平成24年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議第45号 平成24年度遊佐町簡易水道特別会計補正予算（第1号）、議第46号 平成24年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議第47号 平成24年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議第48号 平成24年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議第49号 平成24年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議第50号 平成24年度遊佐町水道事業会計補正予算（第1号）、以上8件であります。

お諮りいたします。8議案を一括して審査したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

委員長（高橋久一君） ご異議なしの声多数であります。ご異議ないようですので、一括して審査することにいたします。

質疑に際しましては、簡明をお願いいたします。なお、当局の答弁も同様、審査の進行にご協力をお願いいたします。

補正予算の審査に入ります。

13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） おはようございます。それでは、私のほうから少しお聞きをいたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、10ページの歳出の総務費の中の8目企画費で、1の報酬120万円、集落支援員報酬となっておりますが、この説明をお願いいたします。

委員長（高橋久一君） 村井企画課長。

企画課長（村井 仁君） おはようございます。お答え申し上げます。

集落支援員につきましては、今回条例の改正についてもお願いをしておりますが、それを受けまして、訓令で規定を定める予定になっております。その中で、今回予算に計上いたしました120万円の算定でございますが、集落支援員については週3日間勤務、そして2人ということで想定をしております。週3日間勤務で月10万円を想定をしております、その半年分、6カ月分を1人60万円を見込みまして、その2人分ということで120万円を計上しているものでございます。

以上でございます。

委員長（高橋久一君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） そこで、ちょっとお尋ねをしたいのですが、一応前もって説明をいただいたという経緯がありました。それで、いただいたこの資料にもありますし、今ご答弁をいただきました。週3日間というお話がありました。

それで、場合によっては時間設定のあり方を変えるということもあるようなことを記しておりますけれども、この業務の内容ですが、大きく分けて5つという形で出されておりますが、この中で1つは集落の巡回、点検及び課題整理に関することというのが入っておりますね。それで、これを、この文面の内容をどのように受けとめてよろしいのかどうなのか。例えば高齢者の見守りのようなことも、いただきました資料によりますと高齢者の見守りサービスの実施などもできるようですが、我が町でもこれを設置をした場合にはそのようなことも進めていくのかどうなのか、お尋ねいたします。

委員長（高橋久一君） 村井企画課長。

企画課長（村井 仁君） お答えをいたします。

今のお話しいただきましたのは、多分総務省で出している集落支援員の考え方でございまして、その中では集落におけるさまざまな課題の整理をしたりあるいは点検をするというのが非常に重要な役割として規定をされているものでございます。これは特別交付税の算定の対象になっていることから、このところを町の集落支援員の方にある程度やっていただくということは当然必要なことだろうと思います。しかしながら、町の当面する課題、とりわけ若者定住をどのようにこの集落とのマッチングを図っていくかということについて、一番大事な当面する課題だというふうに考えておりますので、これについて最重点で取り組んでいただくというふうに考えております。そのための条件整備として、空き家を調べるあるいは空き家のデータベースをつくる、空き家の権利関係を調べるあるいは集落とのマッチングをする、ここが主な活動ということになろうかと思います。そういう意味でいえば、集落における課題整理、つまり少子高齢化という大きな課題の整理の事業に取り組んでいるということも言えるのではないかと思います。全ての集落の全ての課題に対して集落支援員が全て対象として活動を行うということは不可能でありますので、当面この若者定住、移住希望者と集落のマッチングと空き家のデータベースの整理、ここを最重点に考えているところでございます。

委員長（高橋久一君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 当面は若者定住、空き家の問題についていろいろ対応したいというふうなお話がありました。

今これから始まりますので、どれぐらいの作業が出てくるかというふうなこともいろいろあろうかと思いますので、まずは状況を見させていただくかなというふうな感じもいたします。でも、集落に入ることによって、場合によってはいろんな相談事ももしかしたら出てくる可能性もあろうかなというふうにして思いますので、そこを、いや、現段階でそこは対応しませんよというわけにもなかなかいかないのではないかなというふうにして思います。やっぱり集落支援員という名前のもとでは、集落にある悩みも相談してほしいというふうな声もあろうかと思いますので、徐々にそちらのほうへシフトも向けて

いかなければいけない場合もあるかなというふうな感じが私はしておりますが、そういう考え方は持っているのかどうなのか、いや、あくまでもその最初の段階はここまでが限定ですよというふうにして進めていくのか、その辺の対応の仕方をどうされていくのか、お尋ねいたします。

委員長（高橋久一君） 村井企画課長。

企画課長（村井 仁君） お答えをいたします。

まず、今やろうとしている例えば集落とのマッチングだとか、あるいはデータベース、空き家の調査というのは、ある程度一、二年という範囲で考えると業務の量として毎日その人が出て調査をするというようなところまでではないのではないかというふうに考えられます。一定データベースが整理できて、次に例えば若者定住のための空き家ではなくて別の意味での、多少危険な空き家でございますとか、あるいはそれ以外の集落の課題というのが出てきたときにまた集落支援員の役割も変わっていくのではないかと考えているところでございます。毎日毎日移住希望者があって、毎日毎日集落とのマッチングをしていなければいけないということであれば大変好ましいことではありますが、それは裏を返せば集落支援員はいなくてもいいことになりますので、そういうことを考えますという当面一、二年このデータベースとマッチングについて集中をしていただいて、それ以降またこの役割を見直すあるいは拡大をするという方向での取り組みが必要かと思えます。

なおまた、最近は町の職員も大分少なくなりまして、集落に行き直接お話を伺うとか、あるいはその集落の課題をじっくり耳を傾けるということがなかなかできなくなりました。そこで、この集落支援員の方が、例えばマッチングのことで行ったのだけれども、集落にはこういう課題があると、問題があるということが出た場合に、それは当然それぞれの所管に引き継いでいただくというふうなことを最低でもお願いをして当面は対応してまいりたいというふうに考えております。

委員長（高橋久一君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） わかりました。ぜひ空き家に関する対応もしていただきたいし、それから若者定住のためにも頑張っていただきたいなと思います。

それから、地域の皆さんからは、やっぱり地域の高齢者の見守りを何とかしてほしいという声はやはりありますので、徐々にそういったところにも対応していただきたいなというふうにして思います。個々に入っていきますと、やっぱりいろんな悩みがあったりしまして、そういう相談業務も場合によっては出てくる可能性があるかなと思います。それは、場合によっては今お話もありましたように所管課に回せるもの、場合によっては私などは個々でいろいろ相談を受けた場合には自分でいろんなところ、関係するような、役所だったり、そうでない場所も含めていろいろ走り回るといってもありますし、まずはお話を聞くということも相談する人にとっては話を聞いてもらうということも大事なようなこともありますので、場合によってはそういう方向に進められればよろしいのかなというふうにして思いましたので、ちょっとお聞きをしました。話はわかりました。ぜひ頑張っていていい方向に向けていただきたいなというふうにして私は思います。この項終わります。

それから、同じ企画費の中で、13節の委託料ですが、金額が200万円、地盤調査委託料等となっておりますが、この内容について説明いただきたいと思います。

委員長（高橋久一君） 村井企画課長。

企画課長（村井 仁君） お答えいたします。

今回計上をさせていただきました委託料でございますが、3つになっております。合計で200万円でございますが、説明にあります地盤調査委託料につきましては、稲川まちづくりセンターの建設に伴うボーリング調査、これ2本計画をしております、25メートルと10メートルでございます。これが140万円。ここは地盤の余りよくないところでございまして、既にカントリーエレベーターの建設の際の地盤調査の結果書をいただきまして、その内容を見ましたところ、支持基盤がかなりもっと下になるようであります。したがって、地盤改良による改築ということになろうかと思いますが、そのための基礎的なデータを得るためのボーリングでございます。

それから、あと2つでございますが、これも佐藤政養招魂碑の関係の土地購入の予算今回計上させていただきましたが、その公園化をするための設計が50万円でございます、あと地域おこし協力隊、この間おやめになりました工藤さんの後の募集業務に関しての委託10万円計上させていただきました、200万円でございます。

以上でございます。

委員長（高橋久一君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 今3つの分野にわたって委託料が入っておるといってお話ありました。

それで、少しお尋ねしたいのですが、この稲川のまちづくりセンター建設のためのボーリング調査2本分140万円だというお話がありましたが、今後そのボーリング調査を終わりますと改築に向けて進んでいく場合には相当な地盤が悪いというふうなことも考えられているわけですので、場合によってはいわゆる基礎部分に対してのかかる費用というのは大変なお金を要するのかなというふうにして感じております。この防災センターをつくる際に当たりまして、ここは大変地盤が悪いというふうなことで、基礎部分だけでたしか2,000万円ぐらい使っておりますが、やっぱり相当な予算上のつぎ込みが必要なのかなというふうに思いますが、その辺はどのようにお考えでいるのか、お尋ねいたします。

委員長（高橋久一君） 村井企画課長。

企画課長（村井 仁君） お答えいたします。

あの場所の地盤についてですが、もう既に稲川小学校あるいは稲川公民館が建っていたときから地盤が非常によくないということは経験的にわかっておりまして、しかも地下水が非常に高いということで建物の傷みも非常に激しかったわけです。先ほども言いましたが、カントリーエレベーターを建てたときに支持基盤が48メートル下ということになっておりましたので、48メートルまで支持くいを打ってそこに建てるとなると莫大な経費がかかってしまいますので、そういう手法はとれないということで、今考えておりますものはさまざまな手法を使った地盤改良ということで、薬剤を使ったもの、それからエポキシ樹脂を使ったもの、さらには発泡スチロールを使ったものとさまざまな手法が最近開発されていますので、いずれかの形で地盤改良をして、支持基盤とは別に新たな盤をつくってやっていくという方法になろうかと思えます。この防災センターの経験でいきますというと、大体2,000万円。面積的に大体同じでございますが、今考えているまちづくりセンターは平家で木造ということで考えておりますので、それほどかからないかもしれませんが、いずれにしても地盤改良に一定の予算を割かなければいけないというふうなことは覚悟しながらこれから進めてまいりたいというふうに考えております。

委員長（高橋久一君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） わかりました。

次に進ませてまいります。14節の使用料及び賃借料の、金額で147万6,000円、これは住居借上料等となっておりますが、これはどういうことなのか、お尋ねいたします。

委員長（高橋久一君） 村井企画課長。

企画課長（村井 仁君） お答えいたします。

この147万6,000円も3つ入っております、1つは集落支援員を配置をしたときに、それぞれの集落に出かけて行って調査あるいは話し合いをしていただくために車を準備しております。その車については、今地域おこし協力隊も同じような形でいわゆる月々レンタルで借り上げをしております、6カ月分、3万8,000円でございます。これを2台準備をすることといたしまして、46万7,000円でございます。

それから、集落支援員を配置をするときに、活動事務所、拠点を創業支援センターに置くという考え方をしております。これは、今地域おこし協力隊の本部をあそこに置いておりますので、そこと同じところに机を置いていただいて、そこで情報の交換なんかをしていただいたらどうかということで考えて

おりましたので、そのデスク、パソコン、椅子、電話、そうしたものの借り上げ、これが47万9,000円でございます。

それから、もう一つ、地域おこし協力隊の関係なのですが、これは先ほど申し上げましたおやめになりました工藤さんの後の候補者公募を一旦いたしまして、現在内定中でございますが、この方の住むところ、今までは単身の方だったのですが、この方は家族持ちでございますので、別に借りるということに想定をいたしまして、敷金、礼金を含めて8カ月プラス2カ月分、5万3,000円で計上させていただいて53万円でございます。それらを含めて147万6,000円ということで計上させていただきました。

以上でございます。

委員長（高橋久一君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） この地域おこし協力隊ですか、地域おこし協力隊の新しい方、内定されている方については、今家族持ちというお話がありましたが、家族と一緒にでは遊佐町に入っていて、そして旦那さんになるのか、奥さんになるのかわかりませんが、どちらかがこの仕事をしていただくと。ここへではもう永住するというふうな考え方で家族でやってくるのか、それとも、今内定の段階なので、まだそこまで考えられないのかもしれませんが、基本的にはそのような考え方もあるのかどうなのか、どういう動きなのか、ちょっとその辺お尋ねいたします。

委員長（高橋久一君） 村井企画課長。

企画課長（村井 仁君） お答えいたします。

募集をしたときに、応募いただいた方がたまたま妻帯者であって、子供さんがいらっしゃったということで。3人家族でございます。小さいお子さんと奥さんと旦那さんということなのですが、旦那さんが地域おこし協力隊に応募をしていただいたのですが、農業で自立をしたいという希望は持っているようですが、終わった後定住するかどうか、それはまだわかりませんが、まだ委嘱していない段階でありますので、その詳しい話もしていない段階でありますので。ただ、単身者でなければならぬという条件での公募ではありませんでしたので、家族持ちの場合は、家族に対する町からの手当てというのは特にはないのですが、宿舎だけは今岡部さんが住んでいるところに一緒に住ませるというのがちょっと無理があるのではないかとということで別に手配をすることにしておるところでございます。

以上です。

委員長（高橋久一君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） ぜひ決定した場合に当たってはこの地で頑張っていただければ大変、子供さんも含めて一緒に頑張っていただければ大変よろしいのかなというふうにして思ったものですから、ちょっとお尋ねしました。この項わかりました。終わります。

11ページに入りますが、民生費に入りますので、お願いいたします。社会福祉総務費の中の19節負担金補助及び交付金、通所サービスの利用促進事業補助金が645万9,000円の減額補正になっておりますが、これをお尋ねしたいと思います。

それから、もう一つついでに、新体系定着支援事業補助金220万4,000円、この2つについて説明願いたいと思います。

委員長（高橋久一君） 菅原健康福祉課長。

健康福祉課長（菅原 聡君） お答えいたします。

最初に、通所サービスの利用促進事業補助金の減額ということでございますけれども、これは平成18年に障害者自立支援法がスタートいたしましたけれども、その後に各施設を利用する精神あるいは知的障害を持つ方々が通所をするわけですが、その際にその施設で提供いたします送迎費用、このことについて一定補助金を出して支援をしていくという補助制度でございました。これがずっと続いてきたわけでございますけれども、ことしの2月あるいは3月だったでしょうか、新年度の予算編成の

段階でまだ状況がわからなかったわけですが、この補助制度が廃止をされるということになりました。したがって、当初の予算の中にはこの補助金の額が計上されておったということでもありますけれども、最終的にこれが廃止をされたということでございます。そして、その通所に係る費用についてはどういう対応になるかということで国のほうで制度をつくったわけですが、一般の利用者の報酬等の中に送迎加算という形でその費用を盛り込んで請求をいただくということで、別のほうからの支援給付という形に制度が変わったということで、この制度がなくなったためにこの部分については減額をさせていただいたと、こういう中身でございます。

それから、新体系定着支援事業補助金202万4,000円ということでございますが、これについては平成18年障害者自立支援法がスタートしました、それまでに支援費制度ということで障害者のサービス提供されていたわけですが、新たな自立支援法によりまして、さまざまなサービス体系に区分けをされました。このことについては、すぐに自立支援法がスタートした段階でその新たな体系に移行することが、すぐにかじ切りがとれないという状況が当然各現場ではあるわけでございます。そうした中で、24年の3月、ことしの末までに一定の期間を持ちながら、その新しい体系に移行するというような制度改正でございました。しかしながら、その制度改正に基づいて新たなサービスを、新たな体系でのサービス提供をした場合に、さまざまにその報酬の問題だとか、あるいは利用日数の積算の問題だとかがありまして、従来に提供しておったサービスと同様のサービスを提供しながら、しかしながらその報酬については少し落ちるという状況が考えられたわけです。そうした場合に、その9割部分までは従来の報酬と比較をしながら、9割を下がる部分についてはそこを補償しようという制度がこの新体系定着支援事業補助金でございます。その9割を切りそうだというような事業所に対しての補助金、4事業所想定をしておりますけれども、それに対する補助金の計上でございます。

委員長（高橋久一君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 通所サービス利用促進事業補助金については、いわゆるその制度のあり方が変わったというふうなお話がありました。ただ、補助金制度が廃止になって、別なやり方で対応するというふうなことでした。それはそれでわかりました。

送迎については、これは支援費になったときだったかちょっと、自立支援法に変わったときだったか、やっぱり事業所さんに入るこの送迎費用が見直しをされたことによって大変苦慮しているというふうな実態があります。今までだと1カ月分なら1カ月分というふうな形で送迎費用を出されていましたが、その後はたしか日割り計算になっているはずですが、そういう意味では、事業所の運営に大きな支障が出ているというふうなことがありましたけれども、内容についてはわかりました。

それから、新体系の関係でありますけれども、今新体系へどの程度の事業所が移行をしたのか、そして今お話もありましたように新体系に移行することによっていわゆる収入が減ると、可能性が高くなっていると、その場合に9割までは補償しますよというふうなことなわけですが、この旧体系に比べて収入は一体何割ぐらいになっているのか、その辺把握されていればお尋ねしたいと思います。

委員長（高橋久一君） 菅原健康福祉課長。

健康福祉課長（菅原 聡君） 新体系に移行して、その報酬、いわゆる収入が減るという状況については、先ほどご指摘のとおりこれまで例えばある事業所のサービスを利用することになれば、途中休んでも1カ月利用しますということで、その1カ月間の報酬が認められてきたと。しかしながら、この新しい障害者自立支援法になった場合については、ご指摘のとおり日割り計算だと、こういう形で報酬を算定をしていくということになりますので、いわば休んだ分はその報酬の部分には、収入の部分に入っていないと、利用者が休んだ部分については入っていないと、こういう状況になって収入が減るというふうなことが課題として残ってきたわけでございます。そういう意味で、その9割補償という今回の補正予算に絡む制度ができてきたと、こういうふうになるわけですが、全体的にどの程度の収入の推移になったかということについては残念ながら、遊佐町で利用している各事業所、遊佐町の方々が利用している各事業所でございますが、十分にその調査というところまではいたしておりません。

それから、どの程度の事業所がいわゆる新体系に移行していつているのかということでございますが、先ほども触れましたとおり平成24年3月まで、いわゆる障害者自立支援法がスタートしてから猶予期間がありましたけれども、今年の3月までに全てその事業所については移行をするというような制度でございますので、既に遊佐町の利用者のある事業所については今年の2月末までに全て新体系に移行していると、こういう状況でございます。

委員長（高橋久一君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） この新体系定着支援事業補助金220万4,000円については、たしか今の先ほどの答弁ですと4つの事業所だというふうにお話がされておりましたね。これは、そうすると9割までの、9割補填ですので、9割に満たない場合について補填するわけですので、そうするとその時点でこの金額というのは9割に対して何%までしか収入がないというふうにして見ているのですか。それぞれ4つの事業所で。

委員長（高橋久一君） 菅原健康福祉課長。

健康福祉課長（菅原 聡君） その9割の算定の仕方については、一定の計算様式が各事業所に配付をされてございまして、そこで利用者数だとか単価、報酬等々を組み入れて計算をして、その都度毎月ごと各市町村のほうに報告をいただくというような中身で積算をしている方式でございます。そこから割り出したこちらのほうでの補助金の事業費ということで計上させていただいてございます。

それから、4つの事業所ということでございますが、実際こちらのほうにそういう形で9割を下回るというような試算書を出していただいている事業所については、さくらが丘、それから光風園、これは2つ事業でございますが、生活介護と施設入所の2事業、それから鳥海学園の4事業ということで想定をしておるところでございます。

委員長（高橋久一君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 202万4,000円ですね、総額が。4事業所を平均的にした場合には、1カ所50万円ちょっとかなというふうな感じがしますね。でも、その事業所その事業所によって70万円もらうところもあるかもしれないし、30万円でもいいところももしかしたらあるのかなというふうにして感じます。どういう事業所が一番いわゆるその9割まで行くにはほど遠い、一番この中での負担が多い事業所というのはどういう事業所がそういう傾向になっているのかどうか、その辺お尋ねいたします。

委員長（高橋久一君） 菅原健康福祉課長。

健康福祉課長（菅原 聡君） 先ほど申しましたとおり、報酬の算定で大きく影響するのは日割り計算をする部分が大きな要素になろうかと思います。つまり利用者がお休みになったりというようなことであれば、そこの部分については報酬の積算ができないと、こういうことになりますので、そういう通所の部分が恐らく大きなところだと思います。例えば入所ということであれば、そんなにお休みになるとかということではなくて、ずっとそこにおられるわけですので、そのサービス利用は受けるわけですから、通所の部分が多分影響を受けやすいと、こういうことだと思っております。

委員長（高橋久一君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） そうすると、大変なのは通所の部分かなというふうにしてお聞きをいたしました。

9割補填によって、9割までをまず支援しますよというふうなことによって、経営難というふうなことについては大丈夫なのか、こういうところが経営難に陥って、もうあとやっていけないとなった場合にはその障害者の皆さんのいわゆる行くところがなくなる可能性もありますので、その辺をどのように見ていらっしゃるのか、そのことをお尋ねいたします。

委員長（高橋久一君） 菅原健康福祉課長。

健康福祉課長（菅原 聡君） 今回その9割補償ということで、例えば通常であれば遊佐町の人だけではなくて、ほかの市町村の利用者もおられるわけです。ですので、その収入減の部分については、各

市町村の利用者の人数割というようなところも出てくるかと思います。それで、今回こちらのほうのいわゆる利用者換算した関係でこれだけの補填が必要だと、こういう計算になるわけですけれども、ただし今回いただいております事業所についてもあるいは9割を超えている事業所についても、そのところの経営の部分についてのお話を直接にこちらのほうに声としてはなかなか届いていないということではございますが、ただ人が減ったとか、そういう状況は把握をしておりますので、運営についてはこれまでどおり運営をされているものというふうにして解釈をさせていただきます。

委員長（高橋久一君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） お話についてはわかりました。

次に入ります。児童福祉費の母子福祉費の19節の負担金補助及び交付金22万8,000円のひとり親家庭等家賃補助金が増額となっております。この内容についてお聞きいたします。

委員長（高橋久一君） 菅原健康福祉課長。

健康福祉課長（菅原 聡君） 今年度からスタートした制度でございます。ひとり親家庭に対して家賃の一部、そこにご家庭がうちを借りているという状況の中で生活の安定あるいは自立の支援ということで、その家賃の一部を助成をしましょうという制度でございます。当初60万円ということで、5人程度というようなことでの見積もりで予算計上をさせていただきました。その年度入りまして、7人ほどの相談も事例も含めて想定をしなければならぬだろうというような状況がありましたので、今回補正の増額をお願いをしたところであります。

なお、60万円当初予算で見ていた額、5人程度実際の利用者がありますが、それについても家賃の状況により若干既決で不足の部分も見えるようでしたので、利用者の増とこれまでの実績推移から今回増額補正をさせていただいたと、こういうことでございます。

委員長（高橋久一君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） ことしから、今年度からですね、これは大変よかったなというふうにして思っておりますので、ぜひ長く継続をしていただいて、支援をしていただければなというふうにして思います。よろしくお願いします。

それから、12ページに入りますが、衛生費の中で予防費、13節委託料217万7,000円、これは定期予防接種委託料等となっておりますが、この内容について説明をお願いいたします。

委員長（高橋久一君） 菅原健康福祉課長。

健康福祉課長（菅原 聡君） この中身は2つございます。1つは定期予防接種委託料の増額177万7,000円、それからシステムの追加業務委託料ということで40万円ということでございます。定期予防接種委託料の中身については、国のほうで対応いたしました9月からのポリオ不活化ワクチンの接種にかかわる、お医者さんに対する接種の委託料ということでございます。それから、システム追加業務委託料につきましては、その接種、新たなポリオ不活化ワクチンの実施ということに絡みまして、こちら側の事務的なその管理の、コンピューター管理しておりますけれども、接種の過去の記録、それから未接種等々の管理業務をしているわけですが、そのシステムの改修の委託ということでございます。

委員長（高橋久一君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 今説明いただきまして、1つは定期接種の関係で生ワクチンから不活化ワクチンに進めていくというふうな内容のことだというふうにして受けとめました。

これは、本当に待望だったのですが、待ちに待っていたといえますか、生ワクチンの接種というのは平成に入ってからそのワクチンを接種をしたことによって80人ぐらい、80人を超える人がいわゆるそのポリオの影響を受けて障害を受けているというふうな実態がありますので、さらに生ワクチンを接種をした人に何らかの形で触れたことによって2次感染もあるというふうな状況がありましたので、これは長年の運動の成果だなというふうにして思います。今までどちらかというと他国では生ワクチンではなくて不活化ワクチンをもう既に投与されているということで、日本は生ワクチンを続けてきたことによってポリオを世界中にまき散らすのかという批判の声もあつたりなんかしていましたので、個人のい

わゆる体、身体を守るためにも本当に、本当に切望していたものであって、よかったなというふうにして思います。

それで、これから、今までですと生ワクチンはたしか2回の接種でしたが、この不活化ワクチンは4回接種というふうになっているようですね。それで、11月からは厚生労働省が三種混合にもう一つ加えて四種混合にするというふうな動きもあるわけですが、それをまず確認したいと思います。

委員長（高橋久一君） 菅原健康福祉課長。

健康福祉課長（菅原 聡君） 接種回数につきましては、単独で初回3回と追加接種1回ということで4回という、今お話しいただいたとおりですが、4回目の接種については定期接種にするかどうかについてはまだ国のほうでも最終的な判断をしていないということで、まず初回3回ということになろうかと思います。

それで、今お尋ねのいわゆる三種混合と四種混合の話ありましたけれども、11月ぐらいをめどに四種混合ワクチンに入りたいと、つまりこの不活化のポリオワクチンを加えた四種混合ワクチンに入りたいと、こういって進められているようでございます。そして、ただ、ではその三種混合は受けなくていいのかと、それまで待っていればいいのかと、こういう話もあるわけですが、そういう考え方も出る方もいらっしゃるかもしれませんが、いわゆる三種混合、ジフテリア、百日ぜき、破傷風が三種混合というふうになるわけですが、これはなかなか、もし感染をするということになれば重篤な状況も想定をされるということでもありますので、四種混合を待たずに、もし三種混合の時期が来ているということであればそれを受けということが県なりの通知文書ではいただいておりますという状況でございます。

委員長（高橋久一君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 予防接種がいろいろふえて、任意も含めてですが、ふえてきている実態がありますし、これは親御さんからすればいわゆる予防接種のスケジュールに合わせて接種をしなければなりませんので、子供さんの状況もあったりしてなかなかこれは大変だろうなというふうにして思います。早く4種類の混合接種ができれば大変助かるのかなというふうな感じもいたします。話はわかりました。

それで、この予防接種、四種混合をするために住民の皆さんから四種混合を待ちたいというふうな声はあるのかどうか、それまでこのポリオの接種はしないというふうな動きというのはないのかどうか、その辺お尋ねいたします。

委員長（高橋久一君） 菅原健康福祉課長。

健康福祉課長（菅原 聡君） 問い合わせはあったようでございます。数件、二、三件ということで、非常に少ない数の問い合わせでございました。ですから、いわゆる四種混合を待つて受けたいというようにその人数がどの程度あるかについてはちょっと把握できませんけれども、ただそれを待つて受けようというようなやりとりではなかったというふうにして聞いておりますので、これまでの定期的なスケジュールの中で接種を受けていただくということで考えてございます。

委員長（高橋久一君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） わかりました。

世界の中では、既に日本で任意とされているものがいわゆる指定のものの予防接種になり、場合によっては五種混合接種あるいは六種というのもあるようですので、そのようになれば、ワクチンのスケジュールに四苦八苦するような状況がありますので、そうやって1回でいろんなものが一緒にできれば大変助かるのかなというふうにしても思いますので。この項はわかりましたので、ぜひ四種混合のできるようになりましたということは大いに広報していただいて、11月になればできるわけですので、広報活動をしていただいて、少しでも一つでも対応策になるようにしていただければありがたいのかなというふうにして思いますので、よろしくお願いいたします。

これで私の質問は終了いたします。

委員長（高橋久一君）　これで13番、伊藤マツ子委員の質疑は終了いたします。

10番、斎藤弥志夫委員。

10番（斎藤弥志夫君）　私からも多少質問させていただきます。

12ページの労働費で、雇用創出助成金というのが150万ほど補正になっているようですが、この辺についての内容を伺います。

委員長（高橋久一君）　佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君）　お答えいたします。

この事業につきましては、事業主の都合で解雇された方で、遊佐町在住の方を1年間継続して雇用した場合、1人につき50万円の補助を行うという事業でございます。既に150万円、3人分見てございましたけれども、新たにまた3人分今回補正をさせていただくということでございます。

委員長（高橋久一君）　10番、斎藤弥志夫委員。

10番（斎藤弥志夫君）　では、新たな雇用ができたということでこの助成金を出しているということなわけですね。ぜひもっともっと雇用がされるように頑張っていたいただきたいと思います。

農業振興費で、輸出拡大サポート事業補助金で33万3,000円ほどになっているわけですが、この取り組みと伺いますか、内容について伺います。

委員長（高橋久一君）　佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君）　お答えいたします。

この輸出拡大サポート事業費でございますけれども、本年度庄内みどり管内での20トン、香港ですが、海外に輸出するという計画がございまして、うち10トンが酒田市でございまして、10トンが遊佐町の共同開発米部会で取り組んでございまして、内容といたしましては、部会の皆さんが香港に行つてPRをしながらその販売をするということでございまして、その渡航費あるいはそのPRに対する活動に対して助成を行うものでございまして、国のほうで2分の1補助をします。その残額の、残額といいますが、全体の6分の1を遊佐町で町として補助すると。したがって、3分の2補助ということに結果的になるということでございます。

委員長（高橋久一君）　10番、斎藤弥志夫委員。

10番（斎藤弥志夫君）　香港まで行って何か売ってくるという取り組みに対する助成だということのようです。なかなか前向きな取り組み方だと思いますけれども、そこに行って売ってみて、実際どのような状況だったのか、課長その辺は捉えておられますか。

委員長（高橋久一君）　佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君）　お答えします。

これから行くのでございます。

（「ああ、これから行くな」の声あり）

産業課長（佐藤源市君）　ええ、まだ事業は行ってございません。ただ、いわゆる共同開発米部会としましては、これから農地、だんだんこれからリタイアしてくる農家が多くなってきます。そうしますと、当然受け皿というのは必要なわけでございまして、今共同開発米部会といたしましては生活クラブ生協と主に取引やっているわけでございますが、当然それだけではもう足りないほどの面積が恐らく共同開発米部会として耕作しなければならなくなるだろうということを踏まえまして、いろいろな輸出米等々も含めまして多様な形で今取り組みに取り組んでいるということに対して補助してまいりたいというふうに思っております。

委員長（高橋久一君）　10番、斎藤弥志夫委員。

10番（斎藤弥志夫君）　これなかなか中国……今現在逆に中国から米入ってきていますよね。逆に。だから、中国から米が入ってきたら逆に中国に輸出するという構えの人方もいるようですが、現実的にはこれから開発米とか持っていったって売ってみるというふうな取り組みだと思いますけれども、現実にはもう既に中国米が入ってきて、あるいは各国からいろんな米が入ってきて、全体的に見れば日本

国内ではむしろ輸入している米のほうがかなり多いのではないかと思います。これから売りに行くというふうな構えもいいのでしょうけれども、なかなか実際には日本はどちらかというと市場になっているのかなと、既に、そんな印象もありますので、重量からいっても10トンという大したことのない数量だと思いますけれども、ぜひこれが何かの突破口になればいいかなとも思いますので、ひとつまず課長にもよろしく願いいたします。この辺の取り組みについては。

その次、商工費ですけれども、産直施設に補助金が100万円ほど出ているようです。大阪有機のあれでこの交付要綱というものをもらっていますけれども、これ見ますと支援金の額は対象工事費の50%が上限で、1,000万円を上限とするというふうなことがあるわけです。これは100万円ということですが、トイレとかなんとかというふうなことで1,000万円、見積書も出ていますけれども、これが2,120万円の見積もりが出ています。トイレ関係で。上限がまず1,000万円だとすれば、2,120万円の見積書を大阪有機でもらっていたとしても、これに対しては1,000万円しか払えない、1,000万円上限の補助金になるのではないかと思いますけれども、この100万円の補助金というのもここにもあるようですので、この辺についての説明をお願いします。

委員長（高橋久一君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） お答えいたします。

当初予算で900万円見てございました。それで、当初、まだこの設計図等々固まる前の段階でございましたので、大体そのトイレにかかわる部分が1,800万円程度ではないかということで900万円と見てございましたけれども、正確な設計を組んで、側も大体こういうふうにすると。側のほうも案分いたしました。そのトイレに係る分というのを精査しまして、これが今上がってきた設計書でございますけれども、それによりまして2,000万円超えたということで、上限の1,000万円まで、いわゆる今回100万円を追加いたしました合計1,000万円にするということでございます。

委員長（高橋久一君） 10番、斎藤弥志夫委員。

10番（斎藤弥志夫君） 大阪有機の今直売所、仮設の店舗あるわけですが、あそこに何か年配の人が行って、どのくらいわけがわかっている人なのかどうか分かりませんが、「大阪有機というのは、随分役場からお金もらってんだとやの」って話しする人がいるらしいのです。今仮設の店舗に女の事務みたいなのが2人いて直売係やっているのですよね。私もたまに行くときあるので、半分遊びで、そんな話も聞けることがあるのですけれども、今まで、では大阪有機に、まず道路、国道のそばあたりの舗装もしたというようなこともありましたよね、「そんな話言われることがあるんだ」と言っていましたけれども、「いや、大阪有機には役場でそんなに、補助金はほとんど出してないですよ」というふうに私も言っているのですけれども、今までは、では大阪有機に対してトイレで1,000万円、あと舗装した工事代なんかもあったと思いますけれども、どのくらいまず役場で支援してきたのか、伺いたいです。もっともあそこは初めは団地やったわけですが、なかなか売れなくて大変だったという経過もあるのも私もわかります。あそこは、まとめて買ってもらっただけでも随分よかったのではないかと。本当にそう思います。我々から見ても。売れないまま、ずっとあのまま、前は米何俵やるとかという看板出したり、「はやらないことやってるもんだな」とみんな言っていたわけですよ。あんな看板出してみたり。それがあとなあいうのもなくなって、売れて本当によかったと。さっぱりして。今はもう2階に農家レストランつくったり、1階は直売コーナーとか、そんな形で立ち上げようとしているし、また今度はあの一角に社員のアパートですか、宿舎も建てるという計画もあるようですので、本当にまずそういうふうに整備がされてよかったと思いますし、役場でもそれなりにかなり公共性の高い企業だと思いますので、支援するのは私も当然だと思いますけれども、今までどういうふうなまず支援があったのかと、あとこれからは何かそういう形で予定されていることがあるのかどうか、ちょっとその辺を伺いたいです。

委員長（高橋久一君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） お答えいたします。

大阪有機への支援、いろいろ通常の企業が支援した場合とかという、それは普通、通常の企業と同じような形で支援は行ってございますので、それは省くとして、今の産直、青葉台団地のところに限って申しますと、これ大阪有機への補助ということではないのですけれども、駐車場の舗装に2,030万円ほどをかけました。設計委託料も含めると、およそ合わせて2,100万円ぐらいかなというふうに思います。過去では、あの部分においてはそれだけでございまして、今回のあとの1,000万円が補助金で出るということでございます。

あと当然これは補助金でございまして、大阪有機さんが建てて、あときょうも皆さんのところにいろいろペーパー行っていると思いますけれども、運営は組合方式でやるということでございますので、それに対して町では特に何か補助をするということは考えてございません。金銭的に何か補助するということは考えてございません。

委員長（高橋久一君） 10番、斎藤弥志夫委員。

10番（斎藤弥志夫君） このくらいの補助金出してもらうのは私は本当に当然だと思うし、何も不当なことをやっているわけでもないし、とにかくあそこ一角が売れてきれいになっただけでも大したよかったですのではないかと考えていますので、直売所の運営は組合方式でやるということです、それは何も役場とは関係のない話だと思いますけれども、あの通りで今までは「ふらっと」しかなかったのが、今度まずあそこにも民間の直売所としてできるわけですので、私もたまに遊びで野菜なんか持っていくときもあるのですけれども、今60人かそこらくらい農家の皆さん方がもう会員となってやっているのですけれども、これからますますあの一角がそういう形で私も発展していったらいいなと思いますので、役場のほうでも何かあったときはそれなりに支援をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これで終わります。

委員長（高橋久一君） これで10番、斎藤弥志夫委員の質疑は終了いたしました。

11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） 私からも若干お聞きいたします。

12ページの労働諸費、19節の負担金補助及び交付金150万円の雇用創出助成金3人分という説明がありました、これは企業はどこへ助成するのでしょうか。

委員長（高橋久一君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） お答えいたします。

昨年ですか、中合清水屋さんを解雇された方で、マリーン5清水屋がありましたけれども、そのままそちらのほうへの就職をされた方3名分でございます。

委員長（高橋久一君） 11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） わかりました。

次、農林水産業費、1項の農業委員会、9節の旅費17万円ですか、費用弁償とありますが、その内訳をお願いいたします。

委員長（高橋久一君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） こちらのほうの旅費につきましては、農業委員会の視察研修に係る旅費でございます。今回韓国のほうへいわゆる農事組合法人の、農業の法人化と、それからいわゆる今韓国ではアメリカとのFTAを行っているわけでございますが、日本でも今TPP問題が大変問題になっているということもありまして、そちらのほうの勉強、それからパブリカの栽培の視察も兼ねまして韓国へ行くという農業委員の視察研修費の旅費で、1人2万円の打ち切りということでさせていただいています。

委員長（高橋久一君） 11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） 農業委員会の韓国へ勉強しに行くのだという旅費だということですが、TPP、これは私も反対なのですが、韓国はもう参加しているはずですよ。そういうことも勉強しに行く

ということは非常にいいことだとは思いますが、だけれども、韓国は竹島とかつて大統領もあそこへ行っ
て、何か日本人の観光客が大分減っているというふうなことも報道になっています。何も今私は、農業
委員会の会長もいますが、この時世に、大統領までああいうふうに反対して竹島へ我が日本の国土にヘ
リコプターで来て、あんなことをやって気持ちがいいわけがないのですよね。それが今行くというのは
私はいかがなものかと思うのですが、農業委員会の会長さんはどういうふうに思っているか、ご答弁お
願いします。

委員長（高橋久一君） 阿部農業委員会会長。

農業委員会会長（阿部一彰君） お答えになるかどうかわかりませんが、私たちが一面的に見て
ＴＰＰというものに対しては一貫して反対の立場をとってきたわけですが、そして、これから恐らくず
っと反対という立場をとり続けると私自身は思っているのですけれども、現実には野田総理はいわゆるＴ
ＰＰ交渉に参加する方向でいるようなニュアンスがあります。それに対して、私たちも少し勉強をしな
ければというようなことが、農業委員会のいわゆる会議の後でそういうようなお話もありました。その
後、４月ですか、韓国では米韓ＦＴＡが締結されたということで、あとその後のいわゆる事情を少しや
っぱり勉強してきたほうがいいのではないかなというふうな話が出まして、そのときすぐにみんな賛成と
いうわけではなかったのですけれども、やっぱりどうせ勉強するのならそういう一回、農業として同じよ
うな事情を持つ隣の国であれば費用的にもそんなにからないというふうなこともありまして、いわ
ゆる勉強しに行こうという、そういうふうな機運が盛り上がってきました。その後、最近、堀議員がお
っしゃいましたようにいろいろ領土問題などがありましたけれども、今の件に関してはその時点では全
くそういうことは考え方もなかったわけですし、今そういうふうな事態になったとしても、私たちは観
光目的で行くというようなことではないわけで、一生懸命勉強してくるのだというつもりでまず今計画
を立てておるところですので、まずその辺をご了解いただきまして、快く私たち行ってまいって、もし
この成果があれば皆さんにご報告したいと思っております。

以上でいいですか。

委員長（高橋久一君） 11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） 今農業委員会の会長さんも韓国へ行って勉強してくるのだということです
で、大いに勉強してきていただきたいと、かように思います。

そして、パブリカも研修するのだということでしたが、農業委員会の委員でパブリカを作付してい
るのは何人ぐらいいるのか、会長わかりますか。

委員長（高橋久一君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） お答えいたします。

今すぐ例えば何人とは思いつかばないのですが……

（「正樹委員長代理」の声あり）

産業課長（佐藤源市君） 委員長代理は栽培していると思いましたが。あともう一人、二人いらっしゃる
と思いますけれども。

（「正樹さん」の声あり）

産業課長（佐藤源市君） ええ、委員長代理の正樹さんは栽培しているとたしか思いました。あと……
ただ、皆さんいろいろ手広くやっている方々です。もう二、三人たしかいると記憶しています。正
確な人数は、大変申しわけありませんが、把握してございません。

委員長（高橋久一君） 11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） 1人2万円ということで、8人行けば16万円ですが、何か半端な金額になっ
ていると思うのですが、この辺はどうでしょうか。

委員長（高橋久一君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） お答えいたします。

既存の予算を切り詰めて、切り詰めてその分浮かせていまして、今回足りない分といいますか、ちゃんと計算すれば2万円の15人分ですので、30万円なのですけども、既存の予算でなるだけ使わないようにして、そこのところは切り詰めて、足りない分を今回補正させていただいたということでございます。

委員長（高橋久一君） 11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） お金も節約して大いに勉強してくるのだということですので、頑張ってきていただきたいと思います。この項はこれで終わります。

次に、農業振興費のほうで、13ページのソバ、菜種産地育成事業費補助金50万円。総務課長の説明では、乾燥機という話でしたが、その辺をお願いします。

委員長（高橋久一君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） お答えをいたします。

今ご指摘のとおり、乾燥機でございます。ソバ、菜種につきましては、2年3作というローテーションの中で大変今作付面積が拡大してございます。昨年と比べますと、今年度倍くらいの面積がふえているということでございまして、実は去年も、それからことしも県のほうにこの導入の要望をしていたのでございますが、2回とも外れました。ということもありまして、ソバ、菜種研究会のほうとしましてはもう待っていられないと、何とか自費でもやりたいと、この面積の拡大に対応しますとなかなか自分たちの、今借りてやっているということなのですけども、なかなか面積に対応できないということで、自前でもやりたいということで、何とか補助できないかという申し出がございました。それで、この購入費の10分の1相当、町が10分の1、農協でも10分の1持つということを聞いていますけれども、10分の1相当を補助しようということでございまして。

委員長（高橋久一君） 11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） この補助金が10分の1ずつ役場と農協で出すのだと。その出先はどこなのでしょう。

委員長（高橋久一君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） お答えいたします。

ソバ、菜種研究会というグループがございまして、そちらのほうへ補助するというところでございます。

委員長（高橋久一君） 11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） 県のほうで、この前私のところにも菜種のアンケート来たのですが、実は。それで、私は菜種つくっていないものですから、「私はつくってませんよ」と。そしたら「送り返してくれ」と言われたのですが、そのアンケートを。「送り返すったって、どのようにやればいいんですか」って、「じゃ、封筒入ってる」って、「いや、封筒なんか入ってないよ」ということでやりとりして、「じゃ、捨ててください」ということで、捨てました。この菜種も大分つくっている人、何か面積もどのぐらいあるのか、何人ぐらいでこれ作付……面積がどのぐらい作付しているのか、そして作付している人数はどのぐらいなのか、お聞きいたします。

委員長（高橋久一君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） お答えします。

ソバにつきましては、昨年15ヘクタールから、ことしは32ヘクタールと大幅にふえてございます。

菜種につきましては、現在8ヘクタールほどあると。今後ふえる方向にあると、将来だんだんふえていくだろうというふうに思っております。人数につきましては、当初10名ほどだったのですが、今20名ほどにふえているというふうに伺っております。

委員長（高橋久一君） 11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） わかりました。

次、14ページの都市計画費、1項の都市計画総務費の中の15節の工事請負費100万円、公園整備工事費と。説明では、何か滑り台の撤去だということですが、その辺の内訳をお願いいたします。

委員長（高橋久一君） 池田地域生活課長。

地域生活課長（池田与四也君） お答えをいたします。

工事請負費100万円の内訳について3件ほどあります。月光川河川公園滑り台撤去、これが一番大きい工事になりますが、50万円。それから、遊ぼつと駐車場防風ネット、「ふらっと」のすぐ上の駐車場になりますが、そのネットの補修工事20万円。それから、文珠橋の下のグラウンドゴルフの広場に進入する進入路の舗装補修工事に30万円。計100万円でございます。

以上です。

委員長（高橋久一君） 11番、堀満弥委員。

1 1 番（堀 満弥君） 月光川の滑り台の撤去に50万円ということですが、滑り台はほとんど鉄でできて……鉄ではないのですか。

（「鉄じゃない」の声あり）

1 1 番（堀 満弥君） ああ、そうですか。鉄だったら、今くずでも大分お金になるものだから、100万円だったら随分高いのではないかと思ったものですから、これ質問させていただきました。わかりました。

次、下のほうの住宅費、住宅管理費の23節の償還金利子及び割引料、町営住宅使用料過誤納還付金1,000円、その内訳をお願いいたします。

委員長（高橋久一君） 池田地域生活課長。

地域生活課長（池田与四也君） お答えをいたします。

菅里第1団地の入居者の方1名の方が昨年度の手持ちの納付書で今年度の分を納めまして、額が変更になっておりました。実際は300円、100円掛ける3カ月分の過誤納付なのですが、その分の多く納めた分をお返しをすると、1,000円を予算上は計上させていただいたということでございます。

委員長（高橋久一君） 11番、堀満弥委員。

1 1 番（堀 満弥君） 300円ずつもらって900円になるわけなのですが、それをまた返すということなのですか。何か今ちょっとわからなかったものですから。

委員長（高橋久一君） 池田地域生活課長。

地域生活課長（池田与四也君） お答えいたします。

返納額が100円掛ける3カ月と申し上げたつもりですが、実際には月額6,300円のところを6,400円納められたということで、一月100円多く納められた、その3カ月掛ける3の300円でございます。

委員長（高橋久一君） 11番、堀満弥委員。

1 1 番（堀 満弥君） わかりました。

あの下タノ川の町営住宅ありますよね、6棟。あれ建設してから七、八年なりますかね。たしか。あれが、あの住宅は坪五、六十万円かかったと記憶していますが、大分あのとき説明あったときには随分高いものだねと、そう思ったものですから。神社仏閣ぐらいの建物かなと、坪単価から言わせると。そういうふうにあのとき記憶しています。それが1棟の家賃、あのときは6,000円だったか8,000円だったと思います。それ今どのぐらいの家賃をもらっているのか、お聞きいたします。

委員長（高橋久一君） 答弁者は。

池田地域生活課長。

地域生活課長（池田与四也君） お答えいたします。

建築年は、平成15年築のものでございます。家賃については、手持ちに資料ございませんので、後ほどお答えをしたいと思います。

委員長（高橋久一君） 11番、堀満弥委員。

1 1 番（堀 満弥君） 家賃もそうなのですが、それ聞かないと次に続かないみたいな感じなので。

今子供たちも、あの建設してからやっばり七、八年たっているわけです。そうしますと、その子供たちも大きくなって収入も大分上がっているのではないかと、また学生で大学に入っているかわかりませんが、就職をしていれば収入もかなりあるのではないかと、そう思います。それは契約している人との家賃ですから、その子供たちには関係はないといえそうです。ただ、あそこの町営住宅からかわった世帯なんかはいるのか、いないのか、その辺お聞きいたします。

委員長（高橋久一君） 11番、堀満弥委員の答弁を保留し、暫時休憩します。

（午前 11 時 21 分）

休

憩

委員長（高橋久一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 23 分）

委員長（高橋久一君） 池田地域生活課長より答弁いただきます。

池田地域生活課長。

地域生活課長（池田与四也君） 先ほどは大変失礼をいたしました。

遊佐第 2 団地には 6 戸ございまして、それぞれの入居者の所得に応じまして、最低額の方が 1 万 8,700 円、最高額の方が 3 万 7,300 円と所得に応じて月納をしていただいております。

以上です。

委員長（高橋久一君） 11番、堀満弥委員。

11 番（堀 満弥君） 所得に応じて取っているのだということです。

ところが、これから若者住宅とかという建設して、こっちは何ぼ、6,000 円とか、こっちは 3 万円とか、ことはならないと思うのです、同じ町経営で。ですから、余り安くても今度民間で建てる人にも影響します。ですから、やはり基準とか、耐用年数過ぎればだんだん古くもなるし、金がかかっていきます。そして、建物も古くなれば安くするのが普通ですよね。それが当初建てたときは 6,000 円、8,000 円で貸したのが今 1 万 8,000 円から 3 万 7,000 円に逆に上がっていると、それは私は変ではないかと、そういうふうに思います。これから若者住宅も建てる計画もあるようですので、この辺はじっくりと考えてやっていただければありがたいと。一番影響するのは民間ではないかと思うので、その辺をよろしくお願いいたします。

委員長（高橋久一君） 池田地域生活課長。

地域生活課長（池田与四也君） お答えいたします。

ご質問の趣旨は、これから計画される若者定住目的の町営住宅を建設する際、現行のその福祉対策としての町営アパートとのその家賃とのバランスといいますか、さらに民間との均衡といいますか、影響ないようにというふうなことでの趣旨、ご提言だと思います。今申し上げたとおり、目的がまず違うところ、片や福祉対策であり低所得者対策であるというところでおのずと家賃が低目に設定をされていくという現行の制度、そして建設事業費においても国庫の補助を得て建設をしたものでございますので、これからの事業導入のあり方がどうであるか、もちろん国庫を期待をして整備を図っていくということになっていきますが、その辺の制度バランスというふうなこともあろうかと思っておりますので、しっかりとその全体、総合的な視点に立って検討を加えていくと、委員のおっしゃるとおりだというふうに思っております。そのように対応していきたいというふうに思います。

以上です。

委員長（高橋久一君） これで 11 番、堀満弥委員の質疑は終了いたします。

1 番、筒井義昭委員。

1 番（筒井義昭君） 私のほうからも補正予算について若干質問させていただきます。

まずは、10ページ、これは一般会計補正予算3号のほうです。款総務費、項総務管理費、目企画費、節公有財産購入費、用地取得費として192万7,000円計上されております。この192万7,000円は、先ほどからもご質問で答弁あったように、佐藤政養招魂碑のほか2柱、京都市馬町の土地購入費と公園化設計委託料と旅費を含めた補正予算計上と思いますが、昨年全員協議会で説明された以降の今までの経緯をお伺いいたします。

委員長（高橋久一君） 村井企画課長。

企画課長（村井 仁君） それでは、お答えいたします。

昨年全員協議会で経過についてはお話をさせていただきましたが、あのときにこの土地の予定される価格についても多少言及させていただきました。その後、秋に現地踏査を行いまして、実際にこの土地を購入した以降の整備方法について検討をしております。まず1つは、その購入した土地に対して一定整備をして公園的に活用していくと、大変狭いところですので、公園としてそこに入るということはできないかもしれませんが、そこに多くの皆さんが訪れて佐藤政養の人となり学ぶことができるような形で公園化をしていくということが1点。それから、2点目は、これもお話をさせていただきましたが、佐藤政養の招魂碑自体の修復の方法でございます。これについて検討をしております。

最初に、公園化の方法についてでございますが、これは2段でちょっと考えておりまして、最初にその敷地に盛られている土砂を取り除くという作業が必要だということでございます。その後整備ということになるのではないかとというふうに考えているところでございます。これも含めて秋以降の現地踏査2回ほど行いましたけれども、京都における庭師さんの組合の代表の方とお話をし、こういう方法がいいのではないかとというアドバイスをいただいたところでございます。それから、整備につきましては、全体の土砂を撤去した後に、もともとの明治時代に購入をしたときの状況を把握した後で詳しい整備計画を立ててやっていくというふうなところをこれまで検討してきたということでございます。

なお、これに関連して京都の市役所、それから担当する出張所のまちづくり推進課、さらには京都の市立博物館、こういったところとの協議、さらには京都財務事務所、これは価格と、それから購入方法についての調査と話し合いをあわせて行ってきております。そしてまた、法務局についても現状の図面と、今ある最終の図面と現状との突き合わせ、そういったことを含めて行ってきておりますし、一番課題となっております現在のその国有地にあります不法占有されている建物の一部、これの撤去方法についてもこの中で話し合いをして一定解決の方向になったというのが現状でございます。

以上です。

委員長（高橋久一君） 1番、筒井義昭委員。

1 番（筒井義昭君） 昨年開かれたこの佐藤政養招魂碑の今後の取り扱い、これ全員協議会で説明あったわけですが、そのときの路線価というのは平米当たり17万円、土地面積が47平米ですから、799万円くらいかとの説明がございました。今回試算で出されているのは、そのほぼ4分の1、平米当たり5万1,000円。また、墓地であるために2割減価もしくは5割まで減じられるのではないかと話ですが、これ国所有の土地でありますので、その購入方法や購入までの手続はどのような形で進められていくのか、お伺いいたします。

委員長（高橋久一君） 村井企画課長。

企画課長（村井 仁君） お答えいたします。

まず最初に、土地の価格の問題でありましたが、全員協議会でお話しした平米当たり17万円というのは、この招魂碑がある土地の、ここは袋小路になっておりまして、その袋小路から出て、市道といえますか、大きい道路に出るのですけれども、その道路の評価額、路線価の評価額を参考に、ここは17万円だよというふうなことで国から指示をされたというふうなことで算出したものでございます。その後、具体的にそれではその土地が確定をして、実際にどの評価額を使うかというときに、もちろん町としての希望を申し上げましたし、また国がどのぐらいまでこの価格をいわば公的なものとして融通をしていただけるかということで3回ほど現地で話し合いをしております。最終的に、もちろん路線価を

基準にするということは変わりませんが、袋小路になっている周辺、つまり道路ではなくて袋小路になっている周辺の路線価、これは固定資産税の評価額なのですけれども、これと相続税評価を比較をして相続税の評価額を使いましょうということになったようでございます。これは、固定資産税の路線価の価格に逆算をしますというと、1.16倍をしてございます。その価格が5万1,000円ということでございます。国のほうでも幾ら何でも17万円はあこぎな商売だというふうなことになるのではないかというふうに思いますが、そういうことで、ほぼ……これは、国で言っていることではありません。国とのやりとりの中で大体、ああ、こういうことなのだなということを推察するとこうなるということでございます。

それから、墓地としての評価ということで、これは国の評価基準、国有財産の評価基準でいきますというと、墓地の場合は2分の1というふうに書いてあります。2分の1なのですが、この土地は正直言いますと墓地ではなくて、招魂碑があるところだけですので、もちろんもとをたどれば佐藤継信、忠信の墓だというふうに政養さんが信じ込んで買っておりますので、墓なのかもしれませんが、国の財務局の統計上は墓地になっているだけでございますが、一応そこは目をつむって墓地であることにしたいということっております。5割というふうになっていますが、先ほどの5万1,000円というのももちろんはつきり向こうが示したわけではありませんので、大体このぐらいということで5万1,000円で、その80%掛けをして今回積算をしております。

購入方法、手続の関係ですけれども、この議会終わりますというと、今月の末にその入札会がでございます。これは、遊佐町が一社入札という格好になりまして、国の予定価格を上回った札を入れたときに落札決定ということになります。その最終的な予定価格は公表されておきませんので、下から順々に入られていくわけなのですが、その入れる方法が1日3回というふうになっているのだそうです。6回までいいよと。必然的に1泊2日で行かなければいけないことになりますので、その旅費も計上させていただきました。ということで、通常でありますという周辺に買いたい人が何人か集まって、そこで入札をして一番高い人ということなのですが、今回は公共で買うということで町がその入札をするということになります。入札という行為自体はやっていただきますということでしたので、通常国との土地の売買ですという相対で、幾らの評価額で売るから、買うからという話で、山形財務局なんかは通常そういう形にしているのですけれども、今回はそうではなくてちゃんと入札はしていただくということとでございました。その入札の上限額が今回の購入価格として計上させていただいた予算ということになります。

なお、落札決定した後ですけれども、これは国のほうで登記まですべてやっていただけるといような特別な配慮をしていただきましたので、通常ですと片方でやるのですが、国のほうでそれはいただけたということとでありました。

以上でございます。

委員長（高橋久一君） 1 番、筒井義昭委員。

1 番（筒井義昭君） ただいま土地の購入方法、これは入札で行われるのだと。しかし、多分競合相手はいないのだというような感じですので、町財政というものもしっかりと考えて、慎重に入札箱には向かっていただきますことを切にお願いいたします。

次に、先ほど村井課長1回目の質問でも若干触れておりましたが、ここには佐藤政養の招魂碑と佐藤継信、忠信の墓と思われる石碑と、そして文褒さんをたたえるところの石碑があるわけですが、昨年の説明ですと大分やっぱり年数がたっている、そして石碑であるということで表面が大分剥落が激しいという報告でありました。あれはほっておけるような状態ではないと、ほっておくと剥がれてしまうというような報告でありましたけれども、それだけ著しく剥落が激しい状況のものを修復しなければいけないと思うのですけれども、どの程度まで修復しようとしているのか、伺います。

委員長（高橋久一君） 村井企画課長。

企画課長（村井 仁君） お答えいたします。

この当該土地にある石碑でございますが、かいつまんで言いますというと5つございます。今の委員おっしゃった3つが主なものなのですが、1つは時代からいきますというと佐藤文褒、与兵衛文褒、これお父さんですが、の招魂碑がございます。これは、佐藤政養自身が建てたものでございます。それから、2点目は、話題になっています佐藤政養の招魂碑。これは、本人が亡くなってからつくられたものです。これは、奥さんの岸子さんが建てたものでございます。3つ目が、お話に出ました佐藤継信の墓と書いてある石碑。これは、佐藤政養が買ったときに建てたものでございます。4点目が入り口の道標。佐藤政養、佐藤継信、忠信というふうに書いてある歩道のところにある石柱でございますが、これは佐藤政治郎名でつくられたものでありまして、一番新しくて昭和2年につくられたものでございます。そして、最後、これが一番数が多いのですけれども、政養の招魂碑がある周りに玉垣が石柱で約20本ほど回っております。これは、大阪の政養が開いていた私塾の弟子たち、弟子たちといっても政養が亡くなってから国鉄の総裁になった方とか大変偉い方いらっしゃるのですけれども、その弟子たちの名前で玉垣がつくられておりまして、その5つがございます。今問題になっているのは、佐藤政養の碑、これは岸子さんがつくったものでございますが、剥落がもう進んでおりまして、前も後ろもほとんどわかりません。少し後ろのほうに40センチ四方ぐらいにまだ残っているところがありまして、その拓本はとってありまして、そこはもちろん修復は可能なのですけれども、全体的に佐藤政養の碑の修復は不可能だというふうに考えられます。これは、一番大事なのは勝海舟の扁額という部分が大事なわけで、それを拓本をとって保存してあるというふうなことが文書に残されておりまして、それは生家にあるというふうに書いてあります。生家を探していただいたのですが、まだはっきり存在が確認されておりません。それが確認されれば、作り直しという形で復元ができると。文章の読み下しは全て終わっていますので、それは多分大丈夫だと思いますが、今の碑そのものを修復するのが非常に難しいと思います。それ以外の4つについては、修復が可能です。一番急がなければいけないのは佐藤文褒、与兵衛の碑で、これはかなりひびが入っておりますが、今であれば通常のいわゆる接着剤なんかで可能ですので、大丈夫かなというふうに思っているところでございます。修復を前提にしてこれまで進めてまいっておりますが、公園計画の中でそれは検討して、費用もかかることですので、予算との兼ね合いも含めてこれからの計画に委ねていくということになろうかと思えます。

以上でございます。

委員長（高橋久一君） 1 番、筒井義昭委員。

1 番（筒井義昭君） 修復方法についてもう少し聞きたいところではありますが、時間も時間です。

これ公園化の設計委託料というのが計上されているところを見ますと、ほぼ47平米、坪ではほぼ15坪という土地の面積になるわけですね。これを保存し、公園化していくのだというような形なのですが、いかなる公園化というか、公園化をなされるのか。そして、公園化した後で、いわゆる管理の問題、これをやっぱり、遠方でありますから、その管理をどこに委託するのか、そして維持管理というのをどのように行政として担っていこうとしているのか、それをお聞きます。

委員長（高橋久一君） 村井企画課長。

企画課長（村井 仁君） お答えいたします。

公園といいましても、今おっしゃいましたようにたった15坪の話でございまして、なお15坪であってもこれ2カ所に分かれておりまして、真ん中がいわゆる公衆用道路、幅1.5メートルぐらいな公衆用道路挟んで左右にこの土地が分かれております。大きいほうと小さいほうがあるのですけれども、小さいほうについては、これはちょっと私も調べたのですが、まだわからないのですが、継信、忠信を祭るちっちゃいほこらがあります。そこは、地元の皆さんが水を上げたり、お花を上げたりあるいはさい銭を上げたりして、通常いつもおいでになっているところでありますので、それは生かしながら、それ以外のところの公園化ということなのですが、まずは全体をこの境のところがわかるようにフェンスにするかあるいはチェーンにするか、区分をすることをしなければいけません。というのは、前にもお話し

しましたが、隣のうちで勝手に使うということがこれまでもありましたので、そういうことができないようにまず一定の工作をするということと、一番下のほうに、G Lでございますが、ここはなるべく草が生えないような形で工作をしなければいけないということがあります。

それから、玉垣についても、今は外側から、外側というか、周りからしか見えない状況で、内のほうが見えておりません。内には何が書いてあるか全くわからないので、それをまず明らかにして、なおかつ今碑が建っているところが底なのかどうかというのがわからないので、底が、一番下が決定したらそこに合わせて下のほうに、玉砂利になるか、芝になるかわかりませんが、そういった形で多くの人が訪れてお参りできるような形にしていきたいというふうに考えているところです。

なお、この公園化のための工事関係については、現地でもいろいろお世話になっておりました庭師の組合の皆さん方に十分アドバイスをいただきながら進めてまいりたいと思います。

それから、樹木も結構ございまして、これも誰が植えたのか、どこから根が生えているのかというのがよくわからなくて、一番下、もともとあったものかあるいは途中で植えたものかもはっきりしないので、そこを調べながら、それも保存すべきものであればしていきたいというふうに思います。この管理についてですが、今お話をしているのは先ほど言った庭師の組合のところとの話と、それから市役所のまちづくり支援課、これは支所のほうです。支所のほうで、ちょうど馬町を担当している支所なので、そのまちづくり支援課の課長さんとお話をしております、こういういわれのある土地なので、こういう碑があると、その支所にとってもこういう新しいいわば観光の目玉になるようなところなので、ぜひ活用をしていただきたいということと、地元との、自治会なんかとのその管理に関する話し合いのときにぜひ中に入っていたきたいという話をしております、そこは了解をいただいているところです。具体的な管理をするということになりますという来年度以降になろうかと思えますけれども、並行してその話し合いも進めてまいりたいと。一番簡単なのは、自治会あるいはさっき言った庭師の組合のところをお願いをするというのが一番簡単ではないかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

委員長（高橋久一君） 1 番、筒井義昭委員。

1 番（筒井義昭君） 次に移らせていただきます。

同じ10ページ、同じ目の企画費の中に、先ほども伊藤委員からも質問のあったところの集落支援員報酬120万円が計上されております。これは、月々10万円の2人の方の掛ける半年分の120万円というふうに理解しております。しかし、この支援委員の取扱規程などを見ますと、昨日一般質問で質問したまちづくり協力隊の要綱に比べるとやろうとしていること、やっていたかとしてしていること、ビジョンとミッションというのが非常にはっきりしている。はっきりとはしておりますが、2人でそれだけのことがやれるの。いわゆる定住、移住促進をしていくための支援員と私は理解しております。空き家調査とか。しかし、遊佐全体を2人でこの調査、推進をカバーリングできるのかなと。非常に心配です。そういう意味では、同じ集落支援員の中に、ただいま言っているのは選任の集落支援員、これ全国でも605人ほどと言われている。しかし、自治会長など兼務の集落支援員の設置数、これが3,600人。ほぼ6倍の方がいわゆる……これは年間40万円ですか、そうするとこの兼任の40万円で地域集落を調査して歩く方を6地区に配備すると。そうして、その調査した結果を選任の集落支援員、今度導入しようとしている2人の方がその6地区から集まってきた情報をまとめ上げて、そして空き家の調査を総括していく、そして移住、定住というのを促進させるというふうな考え方の導入の仕方のほうが、2人に全町を調査させるというよりは各地域に6人の方を置いた上で、その上に2人の人がつくというようなやり方のほうが私は効率的に進むのではないかなと思いますけれども、そこら辺いかがお考えなのでしょうか。

委員長（高橋久一君） 村井企画課長。

企画課長（村井 仁君） お答えいたします。

今委員おっしゃったのも一つの方法ではないかなというふうに思います。また、先ほど言った全国で兼務をされている集落支援員というのは、一般質問のときも申し上げましたが、ほとんどが区長さんの兼務ということで、実質的に区長さんが情報を持って定住をするために空き家を調査をしてマッチングをするというのはやっぱりなかなか難しいだろうと。ただし、今おっしゃったように、実は情報を一番持っているのは区長さんでありまして、その集落支援員の方が集落に入っていくなり1軒ずつ戸をたたいて、集落支援員なのですが、情報ありませんかというのはいかにも非効率的でありますから、当然そこは区長さんに行ってお話を伺うあるいは情報を伺って、それからさまざまな活動をするということになろうかと思います。そういう意味では、私のほうの町の場合でいえば既に区長さんがその集落支援員の仕事の一定の役割の果たしているというふうなことも言えなくもないわけで、その区長さんと今配置される集落支援員との仕事の分担といいますか、役割というのは非常に重要だと思っております。そういう意味で、この遊佐町の集落における事情に精通をしている人でなければなかなかこの仕事はできないだろうというふうに思っているところです。つまり区長さんのところに行って、いや、実はこういうふうに空き家を調べているのですがと言ったときに、あなたはどなたでしようかって始まるのはなかなかやっぱり大変だというふうなことでありますから、そういったことを踏まえて人を選んでいくということと、区長さんにもあらかじめこういう人が今度定住に関して直接担当をして集落にお邪魔しますということをお話をしていくということを並行して続けていながら、今委員ご心配の効率的な定住を進めていくための施策を展開していくということが必要かと思えます。

なお、集落支援員で全部回れるかどうかということなのですが、これも先日もお話ししましたが、今あるデータベースの大もととはございます。40ぐらいの使える空き家があるということと、それも含めて180ぐらいの、使えない空き家も含めて180ぐらいがあるというデータベースがそもそもありますので、それをもとに回っていただくということですから、最初から全てということではありませんで、2人で十分対応可能かなというふうに思っているところです。もちろん人がふえれば効率はよくなるわけですが、まずここからスタートをしていくということで考えているところです。

それから、もちろん役場の中にはこれを専門に担当する専門員がおりますので、この方が町外に対する情報、町外から例えば田舎暮らし体験ツアーで連れてくるあるいはU・J・Iターンのフェアに参加をして、町ではこういうふうに移住者を求めていますというふうなことを積極的にやっていただく、ここは役場の職員がやっていただく、集落に関してだけこの集落支援員がやっていただくという分担の中でやっていくのがいいのではないかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

委員長（高橋久一君） 1 番、筒井義昭委員の再質問を保留し、午後1時まで休憩いたします。
(午前11時57分)

休

憩

委員長（高橋久一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
(午後1時)

委員長（高橋久一君） 1 番、筒井義昭委員。

1 番（筒井義昭君） 午前中に質問したところの空き家対策と定住、移住促進というこの事業は、大切な事業であるかと思えます。大切な事業であるのかかわらず、担当職員が1名である。それを何とか集落支援員制度を取り入れることによって、この事業をまず効率的に円滑的に推進していきたいという思いでの導入と考えますので、ぜひ2人の集落支援員の方々からは頑張っていたいただかなければいけないと思っております。

最後にもう一点だけ。きょうの山形新聞の朝刊をもにぎわせておりました。大平山荘の解体費が今補正で計上されております。13ページの商工費、山荘ではないです、大平小屋の、どちらも古しくなっ

てきているものですから、13ページに計上されています。やっぱりあそこの大平小屋を利用して、夏など集落の若者同士で泊まってバーベキューなんかやったことの多い私にとっては、やはり悲しいことでもあります。しかし、大平小屋の認識のされ方が先日示された見積書でもやはり違っている。解体をする業者は、大平小屋のことを大平旧山小屋解体工事。いつ旧になってしまったのかなと思うわけです。今回の補正が通らないと旧にはなり得ないのに旧山小屋。そして、何とか改修してあの小屋を建て直そうと思っている、これは改修の見積もりを出していただいた業者の名称は、大平避難小屋改修工事となっています。やはり認識の違いで旧大平小屋、大平避難小屋と、これだけあの山の捉え方も変わってくるのだなと。考えてみると滝の小屋と大平小屋は、一緒につくられた双子の山小屋であります。ある意味でブルーラインの開通とかさまざまな要件はありますけれども、滝の小屋はちょっと過保護に、結構小屋を維持するためのお金というのが投じられてきた。しかし、大平小屋は向かいに大平山荘があるために泊まれるものなら泊まってみたいというような放置状態で放置されてきた。鍵は、大平山荘で管理しているのだと思います。しかし、あの小屋を今まで誰がどれだけ傷んでいるとか、屋根のトタンがはがれそうだとかというのを誰が見てきたのか、今までの管理状況がいかなるものであったのか、まずは担当課長からご説明願います。

委員長（高橋久一君） 村井企画課長。

企画課長（村井 仁君） お答え申し上げます。

大平の小屋についての認識については、委員ご指摘のとおりさまざまな捉え方がありますが、大きく考えれば大平山荘の建築という段階で、それまでの山小屋としての役割は変わったのではないかという気もするわけであります。管理の状況でございますが、毎年1回秋に大平の周りの草刈りを行っております。これは、山の小屋の状況を見ながら草刈りをお願いしているのですけれども、いつもお使いになっていらっしゃるのところにお願いをこれまでではしてきましたが、それもいなくなりまして、業者さんをお願いをしているのですが、その際に小屋に入ったりあるいは小屋の周りを見て何か修理をしなければいけないところがあったりした場合は直すという程度のものでございまして、現実にはそこを維持するために予算を計上してやってきたという経過ではございません。登山者のほうも大平小屋に泊まるということと大平山荘に泊まるということは、山に対する感覚が違うわけでありまして、どうしても山のほうは本格的な山登りをしたい、言ってみれば多少年配の皆さんが中心であります。大平山荘のほうはもっとファッショナブルに若い皆さんも泊まっていただくということで、泊まる層も違いますし、当然それに従って考え方も変わるということがあったのではないかというふうに思います。完全な管理状況ではありませんでしたけれども、今のところそういう状況でこれまで管理をしてきております。

委員長（高橋久一君） 1番、筒井義昭委員。

1 番（筒井義昭君） 大平山荘、昭和四十八、九年のときに建てられた建物なので、課長が言うとおりファッショナブルな山荘だとは私はなかなか思えないのですけれども。問題は、大平小屋というのがやっぱり夏山シーズン、秋山シーズン終えた後の、そして山開き、大平山荘が開かれる前のやっぱり山岳の避難小屋という意味合いは非常に強いのではないかなと思っております。その意味で新聞の報道のとおり、今回計上されているとおり、あの大平小屋が解体されたときには避難小屋、避難場所というのがなかなか確保できないわけです。そうすると、大平小屋が解体された後のあの西側から登る鳥海山のルート上において避難小屋というのをどのように確保していこうとしているのか、それをお尋ねいたしまして、私の補正の質問、終了とさせていただきます。

委員長（高橋久一君） 村井企画課長。

企画課長（村井 仁君） 大平小屋が避難場所としての役割を一定持っていたということは事実でございまして、そういう形で使われているときもありましたので、委員おっしゃるとおりだというふうに思っております。解体後はその場所がなくなるわけで、国にそのところを整地をしてお返しするということになりますので、そこにまた避難場所を確保することが不可能になります。したがって、大平山荘のピロティーが毎年、雪をある程度避けることができますので、そこにプレハブの小屋を置いて、

そこに避難小屋にしているということをPRしながら、なお大平山荘の高いところに掲示をしてわかるようにしていきたいというふうに考えております。

委員長（高橋久一君）　これで1番、筒井義昭委員の質疑を終了いたします。

7番、佐藤智則委員。

7番（佐藤智則君）　私からは、1つだけお尋ねをしたいと思います。

一般会計の11ページに、先ほども伊藤マツ子委員からも質問がございました。児童福祉費の母子福祉費、負担金補助及び交付金ということで、ひとり親家庭等家賃補助金22万8,000円とありますけれども、これはさきの3月定例会の町長の施政方針の中に、これは新しくこういったひとり親等に対して家賃の一部を補助するということが述べられております。私も今まで23年度まではこの款項目は、白ゆり会に対しての補助金でずっとまいりました、4万3,000円でしたよね。それで、こたび24年度からこのような新しくひとり親家庭に対してこういったことを遊佐町も考えましようやということで新たにやってくれた。ようやく私も一条の光明が差したなと、そんな思いで正直うれしく思っておる、事業が始まったと思っております。というのは、ひとり親家庭等家賃補助金の伺いますけれども、当初予算が60万円ですよ。60万円の算定の根拠、60万円という算定の根拠と補正について説明を伺いたいと、このように思います。

委員長（高橋久一君）　菅原健康福祉課長。

健康福祉課長（菅原　聡君）　ご説明申し上げます。

当初予算に5人分ということで予算編成する際に計算をしまして計上したわけでございます。制度上は上限1万円、つまり家賃の4分の1を補助しながら上限を設けさせていただいて、1万円という上限でありました。それで、5人分ということでございますので、60万円と、こういう計算になったわけでございます。うちのほうの町で行政報告書にも載せてございますとおり、ひとり親の世帯については母子、父子含めまして146世帯でございます。そういうバックデータの中から住所等を見ながら、うちを借りている世帯などの割り出しもしながら、該当しそうなところについてピックアップをしながら5世帯という形で想定をして当初の予算に計上したという状況でございます。この制度がスタートいたしまして、年途中で当初予定をしておりました5人を超えまして7人と、7世帯というようなことで申し込みあるいは相談があったということで現在7名ということで、上限が1万円ですから、必ずしも予算が例えば補助金額が少なければ予算の枠内で済むという状況もあるわけですが、これまでの実績推移から見ますと、どうしても不足額が生じるということもございましたので、今回想定をしまして予算計上、増額補正という形にさせていただいたところであります。

委員長（高橋久一君）　7番、佐藤智則委員。

7番（佐藤智則君）　自分が伺った予算の算定根拠、そういったことですよということは理解できましたけれども、実は今あなたからもあったように遊佐町の場合は、これは平成23年度、昨年度の行政報告書にも載っていますけれども、今のあなたがおっしゃったとおり遊佐町に、ではどれぐらいの人がおると、母子、父子含めて146名ということで載っていますよね。全国的には、母子が120万世帯、父子が20万世帯、おおむね、約という表現を使っていますけれども、そういった状況の中で、遊佐町にも146名なりの皆さんがそういったひとり暮らしの家庭を持っておられて、一生懸命努力なさって家庭を築かれている、そういった方がおられるということも事実であります。では、そこでまた伺います。それで、あなたからもお話あったように、我が町の家賃に対する補助ですから、助成金額、今あなたがおっしゃったよね、家賃の月額額の4分の1の額とし、上限は1万円ですよということであります。極端に言えば、例えばわかりやすく言えばということですが、上限で1万円ですから、4万円の家賃のところに入れば上限の1万円、4分の1ですから、1万円の補助がございますよということですよ。というのは実際は、こういったひとり親の特に母子家庭の方々というのは、そんな高い家賃のところへ恐らく住んでいる方というのはそういらっしやらない。もういろいろ経済的にも大変な状況の中で、いろいろと住居選定をなさっている方が多いのではないかと私は思う。そこで、それではこういった人が

こういった条件で助成対象、いわゆる家賃のこういった月額4分の1額とし、1万円を上限とするという条件に当てはまって、これが可能になるのか、こういった人が。その条件をちょっと言っただけませんか。

委員長（高橋久一君） 菅原健康福祉課長。

健康福祉課長（菅原 聡君） お答えいたします。

母子家庭あるいは父子家庭ということでひとり親世帯というのは、厚生労働白書の中でも今後この傾向は拡大するのではないかという見方をしておるわけですが、そういった中で今回ひとり親家庭の家賃補助という形で制度をスタートしたわけでございます。そして、お話しのとおりそれぞれの家庭の事情の中でいわゆる借り家をする、そしてまたその借り賃についてもさまざまなばらつきがあるという現状でございます。そして、実際助成をしておる家賃助成の中身でございますけれども、家賃月額としては1万1,000円から4万8,000円までのばらつきがあるという状況でございます。それぞれその家庭の事情によりましてあるいはうちの、いわゆる借りるうちの条件等々ありまして、それぞれ契約をされているという状況かと思えます。そして、それに対する助成金額ですけれども、当然4分の1ということで1万円を超える部分、4万8,000円であれば1万円を4分の1にしても超えるわけでございますので、上限を定めさせていただいていますから、1万円ということになるわけですが、助成金額については2,700円から1万円という状況の中で助成金額をそれぞれ計算をさせていただいて助成をしているという状況でございます。なお、この中には1万円の助成をしておる世帯については4世帯でございます。そういう形の助成を現在しておるところでございます。

そして、助成対象ということでのご質問がございました。何点がございまして、次に申し上げます条件に全て該当しないと助成対象にならないという制度でございますが、第1点目にひとり親家庭で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童と同居し、かつその児童を養育している人。遊佐町に住所を有している人。生活保護を受けていない人。町税の滞納がない人。勤務先から家賃補助がない人。そして、所得制限関係がありますが、児童扶養手当の所得制限の範囲内にある人というようなことで、この6項目全てに該当をしないと助成対象にならないと、こういう制度で運用させていただいております。

委員長（高橋久一君） 7番、佐藤智則委員。

7番（佐藤智則君） 今最後にあなたからいわゆる助成対象の可能なことができ得る条件、6項目言っていたいただきました。これは、とても大切なことです。幾らやはりひとり親家庭といっても、何ら条件もなしにそういったことでの補助というのは当然ありっこないわけですし、それなりにご努力を一生懸命なさっている方が、でもそういった町には制度がありますよということで、その制度を利用してよかったねということがごく普通の制度の状況でありますから、やはりこの条項はしっかり、この6項目はやっぱりあるべきであると、そんなことであなたの説明の中で伺いました。それで、今あなたからの説明の中でもいわゆる家賃が1万8,000円から4万円とか、そういった幅広い状況を伺いましたけれども、やはりいろいろ中身というか、実際にこの制度を利用している人のみならず、実際に146名の皆さんがいわゆるひとり親家庭ということでの人がおられるわけですから、そういったことを考えたときに、特にやっぱり先ほども申し上げたように母子家庭というのは、父子家庭の皆さんって意外と臨時、パートとかということではなしに、やはり自分の勤めておった、そういった会社ずっと継続的に父子になってからも勤めておられると、そういった状況なんかパーセンテージには高い状況もあって、意外と経済的に困窮するとかそういった状況がなかなか少ないのだそうです。ところが、母子家庭、突然に離婚したとか突然に死別したとかそういった状況の中で、お父さんは一生懸命おまえはうちで頑張れと、子育てせよというようなことなんかでうちにおったらお父さん亡くなったとか、何かの状況の中で離婚したとか、そういう状況をどちらかといえば母子家庭にはパーセンテージが結構高い。だから、そういったことからしたときに母子家庭というのは、結構パートなんかでやっても月々の収入というのはそんなに高くはないのがまず一般的です。特に今申し上げた母子家庭においては、厳しい経済雇用状態

からも居住する条件は大変大事だと私は思うのです。それにはやはり経済的な支援、今申し上げたような経済的な支援のみならず、就業支援、よりその人のスキルに合った、スキルを最大限に努力すればこういう職業にもつけるねといった就業支援。また、子育てと生活支援。実際にその人たちがどのような生活をし、また悩みを持ち、どういったことで相談をしたいとか、そういったことなんかも含めて生活支援という横軸の連携をしっかりと持つということが大事なことで、こんなふう思うのですが、町の考え方を伺います。

委員長（高橋久一君） 時田町長。

町 長（時田博機君） この制度を開始するまで、実は2年間かかっていたのです。申し出のありました女性の方と、なかなか持ち家比率が非常に遊佐町は高いわけですから、うちに住める人はいいのだけれども、やっぱりうちを出てアパートで暮らさなければならぬ。特に母子家庭の皆さんは、非常に厳しいというお話をいただいてから、この制度を立ち上げようとしてから1年間、健康福祉課でかなりの議論をいただいて今の制度をつくったというふうに思っています。ただ、自宅で子育てしている方との格差という、逆に言えば新たに生むということになったわけですから、その辺についてはどのような形の制度がいいのかというのはまだ完成したとは思っていません、まだ途中経過であろうと、ことしから始まった制度です。ただ、町としては企業に勤めているような形の資格を取ろうという形の中での資格、技術資格等、研修の補助制度も町としてはこれまで整えてきています。それらはやっぱり定住促進という大きなテーマの中で、この町に生きて暮らせてよかったのと、そんな言われる町にしていきたいという思いの中で制度的にまずスタートしたばかり。予算的にも当初の想定より補正をしなければならないほどやっぱり活用する人がいるのだなという思いと、民間のアパートにほぼ埋まっている状況の中では、使える人というのは限られている。だけれども、うちにまだ間借りしている人はどうなのでしょうと言われると、その辺のサポートというのが多少は不足しているのかなと思っていますけれども、まず第一歩を踏み出ささせていただいたというふうにご理解をお願いしたいと思います。就業支援については、やっぱりある程度の資格を持たないとなかなか仕事につけないという形もありますので、後ほど看護師さんの育成の制度等も医療関係に勤めるときのという形の補助制度も整えさせていただいたり、まだまだ我が町で整えなければならぬ制度は確かにあると思いますけれども、それらは一点はやっぱり住んでもらうための施策として何が不足しているのだろうかというのは、これからの議会の皆様からご指摘、ご指導いただきながら、一緒に考えていかなければならない。それぞれのセクションで今一生懸命真剣に考えているところですし、また今課長が教育課長になりましたけれども、昨年1年かけてやっと制度スタート、ことしからスタートできたということ、やっぱり担当課の職員がしっかり町民のためという思いで制度を整えてくれたこと、すごくうれしく思っています。

以上であります。

委員長（高橋久一君） 7番、佐藤智則委員。

7 番（佐藤智則君） あと、最後になります。今町長申されたように、これは24年度、今年度の新規な事業ですから、今始まったばかり、そのとおりです。ですけれども、やはり最初が肝心という言葉がありますから、今年度のいわゆる事業をずっと内容を精査してみたときに、当然来年度の予算編成が始まりますよね。そのときにいろいろ町の考え方だけではなくに、利用者の皆さんの声を耳にして、どういったことがこうやって初めてことしやったけれども、足らざるは補うよといったことも大事でしょうし、やはりよかった点も当然いろんなご意見の中で出てくるでしょう。でも、こういうところはこうしてほしいのだけれどもなというご意見も当然出てくるのだと思う。その意見が来年度の予算に反映されて、いろいろこういった事業を、この事業が本当に工面してよかった、そしてこういった事業化してよかった、利用者の皆さん一生懸命汗かいて、これを考えていただいた職員の皆さん等々にしても、目的はこの事業が本当に町民の皆さんから利用してもらってよかったねと、ありがたい、そういうことが目的なわけですから、来年にぜひ今回のこの事業がこれからも町民の皆さんから、ましてや利用者は限られている人ですけれども、そういうことを遊佐町、各県の自治体、市あたりまでは結構いろんなこと

をやっているのです。市町村というのは、私は山形県ではそんなに名の上げているところ、こういった事業化しているところというのはないのです、正直。ありますか。ないでしょう。だから、私はこうやって先手を切って、事を考え、それを実行し、住民の皆さんにそういったことで喜んでいただく事業をなさった。これからもご期待申し上げますので、よろしくお願いしたいと思います。

委員長（高橋久一君）　これで7番、佐藤智則委員の質疑は終了いたします。

5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君）　それでは、私のほうからも何点かお聞きしたいと思います。

13ページ、商工振興費のほうです。産業立地促進資金貸付金、これが出ています。久しぶりにまた大きい何か貸付金が出るのかなと思って見ていますけれども、この辺の内容を一つお願いいたします。

委員長（高橋久一君）　佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君）　お答えいたします。

この貸付金につきましては内容を申し上げますと、鳥海南工業団地、こちらのほうに進出した企業が工場の設置、創設を行う際に利用できる制度、金融の制度でございまして、今回は竹本産業さん、6,500平米、新たに土地を買い求めました。そのことに対しての制度でございまして。

委員長（高橋久一君）　5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君）　竹本産業さんが新たに土地を購入していただくと。たしか去年だったかおとしだったかが3次拡張をしていただいて、大きく広げていただいて大分雇用のほうもふえた。今回またそういう形で拡張、事業の拡大というか、拡張というか、そういう形で購入だと思うのですけれども、そういうふうに理解してよろしいでしょうか。

委員長（高橋久一君）　佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君）　はい、そのようにご理解いただきと思います。なお、竹本産業さんにつきましては、毎回、去年も含めまして、ことしの分も逐次増設行っておりまして、この制度を随分利用されてございます。

委員長（高橋久一君）　5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君）　非常にありがたい話かなと思っております。ところで、今回貸付金です、ご利用いただいて拡張ということですが、これによって多分また雇用もふえるのかなと思うのですけれども、これは課長のほうでどのぐらい雇用のほうに、遊佐町全体も含めてですけれども、雇用のほうがどのぐらいふえるということで確認しているのか、ちょっとその辺わかる範囲で結構ですので、お願いできますか。

委員長（高橋久一君）　佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君）　明確に何人ということではまだ伺っておりません。今土地を求めてこれから増設するということではございますけれども、ただ竹本産業さんにつきましては今年度も新規の卒業生の受け入れもオーケーいただいておりますので、今後またかなりふえるのではないかなというふうには期待しております。

委員長（高橋久一君）　5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君）　ぜひたくさん雇用いただけるように、協力できるところは協力していただきたいと思います。先ほど10番委員、11番委員がご質問されておりました労働諸費のほうで、マリーン5清水屋さんのほうに3名ということであるそうです。こういう形で雇用のほう、雇用創出助成金のほうで利用されているというのは、全体でどのぐらいいらっしゃるのでしょうか。人数です、お願いします。

委員長（高橋久一君）　佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君）　お答えいたします。

今年度当初3名予定してございました。その3名は、既にもう決まっておりますので、今回さらにもう3名ということでございますので、今年度に関しては6名だということになります。なお、23年度

も3名と予定してございました、3名そのまま使ってございます。

以上です。

委員長（高橋久一君） 5 番、赤塚英一委員。

5 番（赤塚英一君） 会社の都合で職から離れなければならないという方をこういう形で雇用していただける、それに対して助成するというのは非常にありがたいことですが、特にマリーン5さんなんていうのは、この辺一帯のやっぱり一つのシンボリックな商業施設かなと思っております。中合さんが撤退されるということは、非常に私もニュース見たときはもうえっと思ったのですが、何とか続けてもらえれば、こうやって雇用もつながるのかなと思っております。

ところで、雇用に関連する部分になるのでしょうか、遊佐町のほうからも大きい企業が撤退するという話あります。企業名出していいのか悪いのかちょっとあれなのですが、電子機器関係の会社でございます。この辺の状況です、課長が押さえている範囲で結構でございます。撤退に向けてのスケジュールであったり、雇用されている方の今後であったり、その辺の情報をわかる範囲で結構ですので、説明願います。

委員長（高橋久一君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） お答えいたします。

T D K遊佐工場のことだというふうに推察いたしますけれども、T D K遊佐工場につきましては新聞等でもご存じかと思いますが、今年度の9月末で閉鎖ということになってございます。なお、現在雇用されている方々につきましては、現在42人の正社員、それから77名、派遣職員として今働いてございます。T D Kのほうに確認しましたところ、42人の正社員につきましては、今後酒田工場あるいは鶴岡工場という形で配置がえということで雇用を確保するという回答でございました。なお、77名の派遣されている職員いらっしゃるわけですが、うち12名は遊佐在住の方でございます。こちらのほうは当初ハローワークさんの情報等いろいろ得まして、どういう状況かということを確認しておきましたけれども、当初6月の段階では全員ラインがとまった段階で、8月にとまるところあるいは9月にとまるところ、中には10月に延びるところもあるのだそうですが、ラインがとまった段階でその担当する職員は解雇だという情報を得てございましたけれども、つい先日ハローワークと毎月1回ずつ雇用状況の情報交換会をやっているのですが、ついこの間ちょっと議会前の9月の3日の情報によりますと、どうも新たな需要が、需要といいますか、いわゆる仕事といいますか、あるということで、雇用を解雇しなくてもよさそうだと。ただ、まだここは確定ではないのですが、どうやらそういう新たな需要といいますか、同じラインの中でとめなくても何とか。ただ、勤務体系は今まで日勤だったものがそれ夜勤になるとかあるいは3勤3休というふうな形で変わる可能性はあるのですが、そこでもよければそういった需要といいますか、雇用はありそうだという情報を得てございますので、今後ともいろいろ情報収集をしながら雇用の確保に努めてまいりたいと思います。

委員長（高橋久一君） 5 番、赤塚英一委員。

5 番（赤塚英一君） そうしますと、正社員で雇用されている方42名は配置がえというか、部署がえといいますか、そういう形で、派遣で来られている方に対してはほかの事業所になるのでしょうか。ほかの事業所なのですか。

（「T D Kの」の声あり）

5 番（赤塚英一君） T D Kの中で。それでも、雇用していただけるということで、特に12名の遊佐在住の方いらっしゃるわけですが、雇用の面に関して言えば、では大きな影響はないということとで考えてよろしいのですね。それはよかったです。片一方では、やっぱり新たに土地を購入していただいて事業拡張をしていただける会社もあれば、やはりいろんな事情で閉めなければならないという会社もあるわけで非常に厳しいのですが、現段階で遊佐町、遊佐全体の雇用の状況はどうなのでしょう。酒田もほとんど多くの方酒田に行かれている方いっぱいいるわけですが、その辺も含めて雇用の状況です、この辺は現状、それと今後の見通し、どのように考えていますか。

委員長（高橋久一君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） 毎月1度ハローワーク酒田さんといろいろ協議、数字出していただきながら情報交換しているわけですが、ここ3カ月ほどの、7月、6月、5月、この辺の状況を見ますと、毎月、毎月少しずつですが、雇用のいわゆる有効求人倍率というのが一つの目安と我々見ていますけれども、こちらの有効求人倍率のほうが少しずつですが、上がってきてございます。4月が0.82でした。5月は0.83、6月が0.90、7月について1.04と1を超えまして1.04になっています。そういった形で、ただ7月については山形、7つの管内のハローワークあるのですが、その中で一番いいという状況ではあります。少しずつですが、いわゆる震災で落ち込んだ数字ですが、震災前の状況に戻りつつあるというふうには認識してございます。ただ、震災前も余りよくなかったということもありますので、今後またもっともっと上がるように見守ってまいりたいなというふうに思っています。総じて上向きの方には来ているなということでは認識してございます。

委員長（高橋久一君） 5番、赤塚英一委員。

5 番（赤塚英一君） 有効求人倍率が1を超えてきていると、近年間なかったですね、なかなか1を超えるというのは、非常にこれは、このエリアに関して言えば、少しずついい兆しが出てきているのかなと思っております。ぜひこれは、もっと頑張ってください、雇用を広げていただくというような形とっていただければなと思っていますし、そのためにやっぱり行政として支援できるところは一生懸命支援していただきたいなと思うのです。

ところで、企業誘致等も一生懸命やられているかと思うのですが、雇用にかかわることですので、一緒にお伺いしますが、エリア内、酒田、飽海といいますか、今遊佐のこの管内、求人も少しずつ上がってきてよくなってきていますけれども、企業さんが張りつくというのがまだまだやっぱり見られづらいのかなと思っております。この辺の状況、企業誘致も含めての状況をどうなっているのか、近況です、お願いします。

委員長（高橋久一君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） お答えいたします。

鳥海南工業団地のほうにもまだどこも決まったわけではございませんので、ちょっと申し上げられませんが、何社かこちらのほうに問い合わせが来たりあるいはこちらで問い合わせをしたりということで当たっているところがございます。また、エコエネルギーというのですか、再生可能エネルギーのほうの会社からも今折衝中ということでございまして、こちらはまだ決まっておりますので、何とも申し上げられませんが、そういった形で県とも協力しながらいろいろ企業誘致につきましては、現在いろいろ交渉をしている最中でございまして、前と比べますとといいますと変ですが、いろいろこちらのほうに対する、企業のほうの遊佐町に対するオファーといいますか、そういうのも少しずつですが、出てきているというふうに思っています。

委員長（高橋久一君） 5番、赤塚英一委員。

5 番（赤塚英一君） 何社か問い合わせあるということでございますけれども、たしか以前K運送の何か配送センターの云々という話があったような気したのですが、その辺はどうなったのかなというのをちょっと前々から疑問に思っていたのですが、何か配送センターみたいなところが来るような来ないようなという話聞いたような気したのですが、その辺どうなったのでしょうか。

委員長（高橋久一君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） 鳥海南工業団地の日本海急送さんのことですか。あそこは、3反歩ほど去年になりますが、既にご覧になって来る予定になってございましたけれども、大阪有機さんとの関係で大阪有機さんが規模を拡大されたのに伴いまして、運送、あれは石川県の会社なのですが、松任工場のすぐ脇にありました大阪有機さんの配送を担当していたものですから、その関係でこちら参っております。まだ事業は、開始はしてございませんが、開始する予定だということではいろいろ鳥海南

工業団地内の催しですとかいろいろ企業間の交流会等々には参加していただいております、間もなく開設になるものというふうに認識してございます。

委員長（高橋久一君） 5 番、赤塚英一委員。

5 番（赤塚英一君） なかなか今雇用といいますと、吹浦のほうにも計画しているゆうすいさんの福祉施設、そういうようなのに伴うような福祉関係の求人はよくどんどん、どんどんふえているようですし、私もネット上ですけれども、ハローワークさんのサイトを見ると、そういうのを管内は結構出ているのですけれども、やはりいろんな業種さん、いろんな職種さんが職種が少ないと。もう少し幅があればミスマッチ等も起きないでいいのかなという感じするのですけれども、どうしてもやっぱり偏っていると。おのずとやっぱりそういう配送関係だったり、そういうのもやっぱり期待はしてしまうのです。なので、この辺の情報です、逐一きちんと把握しながら、ぜひ変な言い方ですけれども、逃がさないようにしっかりつかまえて、できるだけ遊佐町に雇用をふやしてもらうような形でやってもらえればなと思っています。せっかくこうやっていい形で新しく増設される会社も出てきていますし、TDKさんのように閉鎖しますけれども、雇用を守っていただいて、しっかりしたアフターフォローをしてもらえるような会社もあるわけですので、そういうところはぜひ大切にもらって、できるだけ雇用。今までいろんな形で、例えば若者の住宅の話も出ていましたし、そういう形で出ていましたし、一般質問でも若者に対するいろんな施策の話もされているようです。こういうところを少しずつ積み重ねていくことでいろんな施策が実現、もっともっといい形で実現すると思いますので、多分ここが一番かなめになるのかなと思っています。課長にはご苦労かけますし、大変なんでしょうけれども、ぜひ笑顔を忘れないようにしていただいて、しっかり働いていただければなと思っています。我々もできるだけバックアップできる件に関してはしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。とりあえずこの辺に関して何か町長からコメントあれば、何かにこにこしていますけれども、あればよろしくお願ひします。

委員長（高橋久一君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 働き場の確保というのは本当大きなテーマで、実は先日東京にも行ってきたのは、我が町出身の経営者と兄弟会社の子会社が三川に来ているものですから、ヨロズさん、ヨロズさんの子会社が庄内ヨロズという、三川に鶴岡の今間さんが購入して起業したわけですから、会長さんにお願ひに行ってきました。ぜひともまず遊佐町の人を雇ってもらえませんか、三川でと、すぐ来てくださーいとは言いませんからと言ったら、いや、ワンタン麵食べに酒田までは行くのだそうです、飛行機で来ると。ですから、必ず酒田の港から見ても北港から見れば、遊佐の工業団地、一番近いわけですし、それから地盤も幾ら地震来てもあそこは壊れないいいところですよ。津波の被害も20メートル以上上ですから大丈夫ですから、ぜひ我が町に来てくださいねという、志藤さんという、朝日町出身のご両親をお持ちの会長にもお会いさせていただいてお願ひをしてきたところであります。いろんなビジネスネットワーク、協議会通じながら、イースタン技研さんの河西さんもまた新しい仕事をイースタンの中で雇用して始めていただけるという形になっています。やっぱり1カ所行けばいいということではなくて、やっぱり企業はしっかりと、いる企業がまず元気でいてほしいということと、頑張ってもらえる制度ってどういうものなのかという見直しをしながら、またほかにもやっぱりいっぱい遊佐のよさを工業団地、特に鳥海工業団地は工業用水が入りましたので、それらをアピールしながらやっぱり売り込んでいきたいと、このように思っています。

委員長（高橋久一君） 5 番、赤塚英一委員。

5 番（赤塚英一君） 雇用というのはやっぱり大事なものでお願ひしたいと思います。産業振興に関して言えば雇用もそうなのですから、一つ話題ですけれども、遊佐カレー頑張ってくださいとありますがたいていのですけれども、非常に酒田の方が中心になって今遊佐カレーを売っていただいて、何かあっちこっち宣伝していただいているようです。非常にありがたくて、私もネット上なんかでそういうような話よく見て、心の中で手合わせてありがとうございますという感じでやっているのですけれども、でき

るだけやっぱり一丸となって応援できるところをぜひしながら、町内の産業振興をやっていきたく思いますので、よろしく願いしたいと思います。この項は終わります。

続きまして、14ページです、道路橋梁費、ことしも例年のごとくやってまいりました、除雪の季節が参ります。今回4,000万円計上されております。毎年恒例、大体9月の定例会ではこのぐらい予算になるわけですが、ことしの除雪の計画、どのような概要で考えられているのか、一言お願いします。

委員長（高橋久一君） 池田地域生活課長。

地域生活課長（池田与四也君） お答えをいたします。

24年度の除雪計画のご質問でございましたが、基本的には変わらないかなと思っております。つまり早朝の除雪、町から事業者の皆さんに委託をし、幹線道路を中心とした機械によります早朝除雪で、加えて各集落の過小幅員の町道に関しましては、大型の除雪機械が入れないということもありますので、地域の各集落から団体をつくっていただきまして、自主除雪作業というような形でボランティアで町の除雪体制の一端を担っていただくという、この2つの形態を持って行いたいというふうに考えております。ただ、昨年度、それから一昨年度、2年続きでの豪雪でありました。短期的な課題、それから中長期的な課題を整理しております。その中で毎度申し上げておりますが、町道除雪もさることながら、県道除雪におきましてことしの2月1日の吹きだまり現象で県道、庄内一帯が交通麻痺したというふうな状況に見られる、あれは極端な例かもしれませんが、なかなか町民の要望、町民の苦情においても県道の除雪の要望なり苦情件数が非常に多く、我々も手をやいておるところでございます。そういった意味で町道除雪と県道除雪にも我々町としても目を配りながらやりたいと、しっかりと取り組んでいきたいと思っておりますが、なかなか管理者のあることでございますので、その点に関しましては今から県のほうにいろんな形で要望をしております。県のほうから誠実に行っていただく形でこれからも連携をしっかりととりながら体制を組んでいきたいなというふうに思っております。

以上です。

委員長（高橋久一君） 5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） そうなのですね。なかなか県道と町道だと、いや、場所によってははっきり差が出るところもあるようで、非常に連携がうまくいっていない部分もあるのかなと思ひながら、前年度もいろんなお話しさせてもらったとき感じたのですが、雪いざ降って大騒ぎしてからどうしましょうだとやっぱり大変だと思うのです。非常に3カ月、4カ月すればなくなるものに対して、もう何千万円、場合によって億のお金をつぎ込まなければならないと、見方を変えれば無駄だという話もあるので、やっぱりこれが雪国に住む我々の宿命ですし、これに金かけないで、金かけないというわけにはいかない部分ありますので、ぜひ県との連携、密にしていなければなと思います。あと、各集落に一応ことしも協力という形でお願いするのかなと思うのですが、ことしもまた23年度同様の形での協力、グループをつくるのか、その辺どうなのでしょう。

委員長（高橋久一君） 池田地域生活課長。

地域生活課長（池田与四也君） お答えをいたします。

今回補正要求をさせていただいております報償費300万円、これがお尋ねの件でございます。今年度につきましては、1集落5団体まで、1団体2万円を上限としてトラクターなりあるいは手押しの除雪機械を出してもらった団体に対しまして、燃料費相当額としまして5団体まで、上限2万円という形で報償費を出させていただきたいと。この形を豪雪を想定してということも若干そういう意味合いもありますけれども、これをこの形を恒常的な形にしていければなと。それだけ町の体制が至らないところを地域の皆さんから大切な部分を担ってもらっているのだという感謝の気持ちを込めれば、このくらいが相当な額かなというふうに考えて、これを今後のスタイルにしていきたいというふうに思っております。ちなみに、昨年度は反省もあるのですが、5団体という枠組みは変わらないのですが、1団体につき1万円を上限にと、前の形に戻した、22年度豪雪のときには豪雪対策本部の中で3団体を5団体ま

でにと、1万円を2万円までにと上げて、それを昨年度戻してしまったという反省もありまして、こういう形に戻させていただく、これを恒常的な姿にさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

委員長（高橋久一君） 5番、赤塚英一委員。

5 番（赤塚英一君） ぜひその辺はいろんな形でバックアップしていただければと思います。そのときに私もよく、私の場合は吹浦地区の話なのですが、高齢者のうちの前、当然除雪車がばあっと走るわけです。そうすると、各家庭のじょのくちに雪がぼんと積まれていくと。それは、しょうがないのです。特にヘルパーさんに言われるのですけれども、高齢者のところに雪がそのまんま入り口のところにどんとなっていると。ヘルパーさんの仕事は、介護なさる方の対象になる方の介護だったり、いろんなそういうことをしなければならないのに、自分の車とめるための除雪だけで終わってしまうというようなこともあるそうです。以前は、そういう家庭には何か旗か何か立ててわかるようにしていたらしいのですけれども、やっぱり昨今の防犯の関係から、そういうのはやっぱり全部取り外しているらしいのです。地域の方々やっぱりその辺は一番わかると思うのです。あそこのうちは、体丈夫でないばあちゃんかひとり暮らしだとかというのをわかると思うのです。できればそういうところをやっていただけるような方策、また支援だったり、そういうのもぜひ考えていただきたいと思っているのですけれども、その辺に関してはどうなのでしょう。課のほうとしては検討されているのでしょうか。

委員長（高橋久一君） 池田地域生活課長。

地域生活課長（池田与四也君） お答えをいたします。

一口に除雪といっても、地域生活課として行っているのが当然町道中心にということになります。中心にということの中には、公共施設の除雪も、例えば生涯学習センターの駐車場だとか学校の駐車場だとか、そういった部分も対象にしております。さらに、今のような我々の見方からすると、やや福祉対策かなというふうな捉え方をしております。実際この件に関しましては福祉サイドの雪かき応援事業というものがございまして、相当程度そちらで対応してくれているのかなというふうに認識をしております。さらには、出入り口ではないのですが、高齢者等雪おろし支援事業、こういったものの活用を奨励をさせていただくあるいはいろんな要望なり来たときに苦情も含めてですけれども、来たときにそういった事業の紹介をさせていただいていると。我々としてはこれが限界かなと思っております。昨年度においても結構係同士で、私も含めてですけれども、その辺情報のやりとりをしてきたという経過もございまして。そのことの充実を図って、こういった制度の充実を図っていく、また足りない部分は何らかの形で補っていくという方向にあるのかなというふうに思っております。

以上です。

委員長（高橋久一君） 5番、赤塚英一委員。

5 番（赤塚英一君） 福祉のほうでも当然やっていますし、その辺は非常に連携、隣同士ですし、つい立てといいますか、課を分けているキャビネット越しで隣同士ですから、その辺は連携してもらいたいと思うのですけれども、やっぱり福祉でやっている除雪よりも町道除雪協力謝礼で対応されている5団体、1集落5団体というのが一番身近だと思いますし、日ごろの部分かなと思うので、その辺はこのやり方が絶対ということはないのでしょうかけれども、ぜひ福祉のほうと協力しながら、ことしどれだけ降るのかわからないです。一説によりますと、ある方は1年間の降水、降雪量というのは決まっているのだと。夏が降らなかつたら冬は降るのだと。去年降ったから、ことし夏雨降らなかつたのだというのですけれども、どこからカウントしての1年なのかというのがよくわからないので、もしかしたらことしの夏降らなかつた分、また雪降るのだと、もつつり降るのかと。できれば山と田んぼと畑にだけ降ってもらって、道路には降ってもらわなければ一番いいのですけれども、そういうわけにはいかないで、そこをどのような形でも対応できるような状況をつくっていただいて。ある方に言われました。除雪対策本部つくらなければならないということは、日ごろからそういう危機管理してないんじゃないかと、雪国住んでいるのだから、ふだんからあってしかるべきだということも言われていますので、ぜひ

その辺皆さん力を合わせながら、縦割りの弊害をなくしてやっていただければと要望しまして、私の質問を終わります。

委員長（高橋久一君） 池田地域生活課長。

地域生活課長（池田与四也君） いろいろとご提言ありがとうございました。私も公務員の仕事を担って二十数年になりますが、持論としまして我々の仕事に縦割りはないのだというふうに、そのつもりで仕事をさせていただいておるつもりでございます。福祉サイド的な対応をというふうなお話もさせていただきましたが、それは臨機応変にという形で、その都度、その都度の判断というふうな、非常に緊迫した状況の中での判断をさせていただく場合もあるかと思いますが、どちらがどちらというふうな割り切った考え方は持っておりません。きのう文教産建常任委員会の中でも自主除雪作業に関しましてのご意見、ご質問をいただいております。差し当たって今回補正をいただいて、400万円予算、つまり昨年度並みです、200団体掛ける2万円ということでマックスの予算を用意させていただいたつもりではあります。ただ、実際に60集落くらいしか申請、実績ありません、これまで。昨年も59団体でありました。まだまだ実際には同様な作業をされているというところもあって、ひょっとしたらこの制度が行き渡っていないということもあるかもしれませんし、あるいは知っていてもこのくらいだったら申請するまでもないというふうなことで本当の無償のボランティアでやっている方もいるかもしれません。我々この除雪の事業に入る最初に区長会に赴いて説明をさせていただいております。もちろん自主除雪作業のことについても周知を図ってまいります。今年度もこういった形で制度を拡充したということとを区長さん方にお伝えをし、集落の皆さんに行き渡るようにPRをしていきたいなというふうに思っております。決して利用を400万円に制限をするという気持ちもありません。制度の利用を奨励していくというスタンスで臨んでいきたいなというふうに思っております。

もう一点、先ほどの県道除雪に関しまして1つつけ加えさせていただきたいと思います。それなりの準備をさせていただいているというお話をしましたが、県の除雪計画というのが示されるのですが、文書で郵送されてくるだけだったのです。そうではないだろうと。やはり管内2市3町で反省課題を持ち寄って打ち合わせ会議が必要なのではないかと。昨年度の経験、教訓を踏まえて、そのことを部課長会議で述べさせていただきました。先般も8月の23日でしたか、県の建設常任委員会があった際に地元の方の県議の方が同様の質問なり要望をされてくられて、会議を開いていただけるというふうな方向にあるようでした。庄内だけがこの会議を持っていなかったのだそうです。やはり必要なもの、当たり前で会議を開いていただくべきことをさせていただいていなかったというふうなことがわかりましたので、その中で遊佐町の課題をしっかりと上げさせていただきたいと思っておりますし、町内、県道、歩道の除雪がなされていないところが数箇所ありまして、町長の安全、安心の守りと学童の登校路になっているところについては、特にそのままにしておけないというようなことで町で単独で除雪をしてきましたが、これもやっぱり正規の形ではないだろうというようなことで、県のほうから対応していただくべく要望を今からさせていただいておりますし、また来る会議でそのように要望し、しっかりと対応していただくようにしていきたいというふうに思っておりました。

以上です。

委員長（高橋久一君） これで5番、赤塚英一委員の質疑は終了いたします。

8番、高橋冠治委員。

8番（高橋冠治君） 10ページの企画費、先ほども1番委員から市有財産の購入ということで企画課長からもご説明ありました。1番委員の補足質問になるのですが、先ほど一番心配されるのは今土地を購入して公園整備をする。京都というこの距離感。その中でこれからの維持をどうしていくのかというご質問があった中で、企画課長から言わせれば向こうの業者さんもしくは自治会さん方をお願いしてもいいのではないかとこの話をしております。私も今土地を買う予算、それから本体をこれから修復していくわけです。話に聞けば日常的にそこには花を添えたり、お掃除をしてくれたりということで、その地域、自治体の中に溶け込んでいる公園というふうに聞こえております。ということは、これ

を整備するに当たって、我々遊佐町のお金をかけて京都にある公園を整備するのだと。結局は、佐藤政養氏の遊佐町との関係の中でそれを修復していくのだということであります。であれば、私はせっかくの機会なので、自治体及び区ですか、その辺の単位の中でやはり交流をしていって、それこそ今言っている交流人口の拡大だとか観光の推進だとかあります。観光は、ただ来ていただくものだけが観光ではなく、お互いに行き来して文化を共通するというのも、それも観光に通じるものがあるのです。だから、せっかくこれからまだまだお金をかけて整備する事業でありますので、私は京都の馬町という自治体なのですが、自治体との交流をして、これから本体工事するとき何でここをどういう経過で修復していったのかと。私は、どこかに遊佐町と書いていただければ、山形県遊佐町が何でここにお金をかけて修復したのだと。実は、佐藤政養という人がいて、ここにそういうものがあって、我々もわざわざ京都の土地を山形県遊佐町の人々が修復していただいたのだというような印を残していただいて、そういう交流に発展していけばいいなと、そんなふうに思いますが、どうお考えでしょうか。

委員長（高橋久一君） 村井企画課長。

企画課長（村井 仁君） お答えいたします。

先ほど筒井委員のご質問にもお答えいたしましたけれども、公園の管理については今ご指摘ありましたようになるべく地元の皆さんにということで考えておりまして、ついでには地元の皆さん、それでは集まってください、説明しますからというふうなことにはなかなかいかないので、一応区役所の出張所の担当課長をお願いして、こういう時期が来ましたら、自治会や関係をする団体との橋渡しをぜひよろしくお願い申し上げますということでお願いをしておりますので、その線に沿って管理についてはやっていきたいというふうに思います。ご心配のとおりこれまでも町の土地ではありませんでしたけれども、町にゆかりのある人の顕彰碑でありながら、存在すら知らないということも町民の中にもあったでしょうし、またそこを積極的に光を当てて何らかの形で交流だとか観光の拠点にしていこうという考え方も余りなかったように思いますので、この際にやっぱり佐藤与之助、政養というこの偉大な人物の功績を顕彰するとともに、やっぱり遊佐町の情報発信のいわば拠点にしていこうということが必要だろうというふうに思います。そういう意味で委員おっしゃったように、町と顕彰碑との関係、町が顕彰碑に込めた思い、こういったものをできる限りわかるような形で、エンギに書くのかあるいはパンフレットにするか、その辺はまだわかりませんが、そういうものにしていけば一番いいのではないかなというふうに思います。特に京都は、幕末維新の史跡がたくさんありまして、ご存じのとおり京都は日本の一大観光地でございます。特に幕末維新の史跡をめぐる観光客が物すごく数がありまして、その方が今でも佐藤政養の顕彰碑を訪れているということがウェブ上でたくさん出ております。ところが、行っても何も無い、草だらけ、しかもごみ捨て場になっているという今の現状から考えますと、ここはやっぱり光を当ててはしっかり功績を伝えることによって、遊佐町ということが知られ、また幕末維新に関係をする全国の史跡の場所があるのですけれども、そういったことに遊佐町がつながっていくというふうになっていくのではないかなというふうに思います。そういう交流や観光の拠点として、また遊佐町の情報発信の場所として位置づけて整備をしてみたいというふうに考えております。

委員長（高橋久一君） 8番、高橋冠治委員。

8 番（高橋冠治君） 今企画課長もおっしゃってございました。こういうきっかけを通じてやはり縁というものが結ばれるわけなので、ぜひ大いに利用といいますか、お互いに知り合う仲になってほしいなと思っております。やはり幕末のいろんなドラマにもなっておりますし、そういう者が遊佐町出身の方にもいたのだということで、幕末の話をさせれば、企画課長の後ろの課長が非常に有名であります、後々ガイドになろうかなというふうな節もございます。そういった意味で、まずは大いにこれを発展させていきたいと、そんなふうに思っております。

次に、12ページの予防費の、これは先ほども13番委員の伊藤マツ子委員の補足の質問になろうかと思いますが、補足、補足で済みませんけれども、先ほどポリオの不活性化ワクチンのための補正ということであります。先ほど伊藤マツ子委員は、1つのワクチン接種ではなくて、いろんなワクチンを短い

間に何回も何種類も接種していかなければいけないので、スケジュールが大変なのですよというお話をしておりました。ちなみに、大体1歳6カ月ぐらいまで三種混合から始まって任意接種も含めると30回以上、小さい体に注射したりしていかなければいけないのです。そうすると、そのときに熱があったりすると1回ずれると、ほかの接種もずれてしまうというような、そういう予防になってしまうのです。これから見ますと、私もこんなにあると思っていなかったのですが、定期で5種類です。任意で8種類の接種があるわけです。おかげさまで国も町も子育て、それから福祉の充実ということで無料化していただいたり、一部助成していただいたりしておりますが、任意の接種ではまだ全額やはり親御さん負担というのがございます。特に料金が 높은のは、ロタウイルスの接種というのがあります、ロタ。これは任意なのですが、任意は水ぼうそう、おたふく風邪、B型肝炎、それからインフルエンザ、ロタウイルス、この5つがありますが、インフルエンザとかそれは千何百円台ですが、ロタウイルスは1回8,500円なのです、8,500円。それで、3回をしなればいけない。こういうやはり高額な、そして回数も多いわけです。やはり子育て支援と言っている町としては、今後やはりポリオも含めてロタウイルスの部分も任意なのですが、ほとんどのお子さんは接種しております。これからやはり昨年、23年度、遊佐町で生まれた子供は、私の孫を含めて72人しかいないのです、72人。ですから、やはりいいからみんな補助しなさいというわけではございませんが、高額となればやはり親御さんの負担がふえます、8,500円の3回です。そういうふうなところもロタと言わずに、ほかの部分ももう少し見ていただいて、やはり補助できるものは補助できて、やはり健康な子供たちを育てていっていただきたいというふうに思っていますが、その辺町当局はどう思っているのでしょうか。

委員長（高橋久一君） 質疑、答弁と簡明にお願いします。

菅原健康福祉課長。

健康福祉課長（菅原 聡君） 答弁いたします。

今委員ご指摘のとおり予防接種、多数の種類がございます。さらに、また多数の中で回数、複数回接種というようなことでございます。定期と任意の予防接種ございまして、定期の部分については町のほうで公費負担ということでございます。それから、任意接種につきましても任意接種の中に含まれておりますインフルエンザ、それから小児用肺炎球菌、インフルエンザ菌のB型ですけれども、それから子宮頸がんの部分については公費負担と。そこから漏れた今お話のとおりロタウイルスという任意の中の一つの例をご指摘ということでございます。ここの公費負担というようなことでどうであろうかというご質問であったかと思いますが、現在受診、接種の状況等もちょっと状況的に把握をしてございません。医療機関にかかってそこで自己負担ということで、かなりの高額な負担をいただいているという実情は今お聞きしてわかりましたので、少し内部でその資料等を検討したいと思ひますし、必要であれば財政当局のほうにもご相談を申し上げたいというふうにして思ひます。

委員長（高橋久一君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 計画行政を旨として進めてきましたので、やっぱり内部当局で検討していただいてから予算要求をしていくという手順は、それは大切にしていこうと思ひています。先ほど申し上げました幾ら自分があれやろうと思ひても、それは要項等をしっかり整えなければ、それはただ思ひつきにしかすぎないという思ひもしていますので、それは内部的な議論、そして要項等しっかり整えて、それらで議論していかなければと思ひています。町として決して福祉というのでしょうか、子育て、特に肺炎球菌とかヒブワクチンとか、それから高齢者の肺炎球菌についても町として今負担させていただいています。そして、新たに24年度から子育て医療の中学3年生まで無料化ということ今踏み込んで、今9月末で大体半期ですから、どのぐらいの昨年との違いなのかを今事務当局には昨年との違いを今しっかり確認しようとしている最中でございまして、それらやっぱり現状と将来性、これからという形を考え検討しながら、財政がしっかりしていかなければならない。その財政との相談をしながら検討してまいりたいと思ひます。

委員長（高橋久一君） 8番、高橋冠治委員。

8 番（高橋冠治君） それでは、次に移ります。

12ページの児童福祉施設費ですか、13節委託料です。町外保育委託料事業等というふうにあります
が、この内容説明をお願いします。

委員長（高橋久一君） 菅原健康福祉課長。

健康福祉課長（菅原 聡君） この委託料の中に含まれてございますのは、町外保育委託料640万円、
それから放課後児童クラブ事業委託料143万1,000円、それから育児支援家庭訪問事業委託料63万円で
ございます。

委員長（高橋久一君） 8 番、高橋冠治委員。

8 番（高橋冠治君） 町外保育委託料ということで、要は町外保育の人数がふえたということでの補
正だと思っております。町外保育は、町以外の保育所に預けるわけなのですが、いろいろ個人差もある
うかと思いますが、町内で保育した場合と町外保育の今差額というのはどれぐらいなのでしょう。

委員長（高橋久一君） 菅原健康福祉課長。

健康福祉課長（菅原 聡君） ちょっと差額については、詳細に把握してございません。委託料の積算
につきましては、委託をお願いをする事業所との協議がまず必要になりますけれども、そこで国の定め
る委託料の基準がございまして、それは委託先の規模、それからその従事している人の数だとかそう
いうもの、いろんなものによって詳細に定められて委託料が算定をされると、こういう状況でございま
す。

委員長（高橋久一君） 8 番、高橋冠治委員。

8 番（高橋冠治君） 町外保育、これ決して町内で保育ができないということで町外保育するわけ
はないのだと私は思っています。多分親の送り迎えの都合だとかいろんな個々の理由で町外保育をして
いると思うのですが、便宜上そういうふうな形になっているのかなと。町外保育のやはりふえる理由と
いうのは、当局ではどのように理解しているのか、その辺伺います。

委員長（高橋久一君） 菅原健康福祉課長。

健康福祉課長（菅原 聡君） 町外保育、いわゆる法令用語では広域入所と、こういうことになってご
ざいまして、法律に基づく認められた制度ということになります。そして、その中では方向性としては
柔軟に対応、各市町村間の中で事業所と柔軟に協議をしながら受け入れの方向で考えられているという
状況でございますが、一応その町外保育の条件といいますか、発生する理由というのは、やはりお勤
め、通勤に関してその通勤途上にあるような保育園に預け入れたいというような日常の事情によって
町外保育をお願いをすると、こういう状況でございます。

委員長（高橋久一君） 8 番、高橋冠治委員。

8 番（高橋冠治君） 町外保育のことはこれで終わりにします。

同じ事業の中で、俗に言うエンゼルヘルパー事業があります。これに63万円ということで補正をし
ておりますが、今までエンゼルヘルパーというのは制度はあっても、なかなか使い勝手といいますか、
やはり他人がうちの中に入ってくるのを少し遠慮する方が多くて、事業のものはすごくいいのですが、
なかなか利用されなかったというのが今まででした。この63万円は出資しております。かなり回数ふ
えたなというふうに思っています。この事業内容というのは、どういうふうな形でふえているのか伺い
ます。

委員長（高橋久一君） 菅原健康福祉課長。

健康福祉課長（菅原 聡君） 町内におきましてお子さんを出産された家庭でございまして、核家族で
日中家族の状況によって養育がなかなかしかなると、母体の状況も含めて健康状況も含めて、いわゆる
ヘルパーを入れて支援をしていく必要がある場合にエンゼルヘルパーを活用していただくと、こうい
うことになるわけですが、今回の事業につきましては第3子を出産したご家庭がございまして、そ
こ核家族でございまして、なかなか養育に関して十分にいかない部分もある可能性があるものですか

ら、こちらのほうで状況判断をいたし、相談しながらヘルパー事業を活用しながら、見守りも含めてその養育状況を確認をしながら活用していきたいと、こういう考え方でございます。

委員長（高橋久一君） 8 番、高橋冠治委員。

8 番（高橋冠治君） 今のご説明によると、利用する人々がふえたのではなくて、ある一定の人がそういう子供を育てることが非常に容易でないということで、そのご家庭に事業が集中しているというか、そういうことでエンゼルヘルパーの補助金が上がってきたと。本来こういう場面もそれぞれエンゼルヘルパーなのですが、本来のエンゼルヘルパーというのは我々もいろんなところへ行って聞いていると、やはり子育てしている若い母親の一つは息抜き、それからもう一つは育児のそれぞれ先輩方が来て支えてくれるので、育児を教えていただくとか、そういうようなプラスアルファの部分が多いのですよというふうに話を聞いておりました。一家庭がやはり苦労している、それはいいのですが、本来はやはりもう少しいろんな方にこういう制度があるのだから、どうぞ使ってくださいと、そして息抜きしてください、わからないことは先輩に聞いてくださいというようなものが本来のエンゼルヘルパーの考え方で始まったというふうに私は聞いております。まずは、その家庭さんもそれはそうなのですが、まずはもっともっとヘルパー制度を理解していただいて、皆さんから使っていただくと。なかなか今子供の数は減りましたが、かなりやはり核家族化しておりますので、こういう制度をもっともっと知らしめて利用していただくように努めていただくことを念じまして、私の質問は終わります。

委員長（高橋久一君） これで 8 番、高橋冠治委員の質疑は終了いたします。

9 番、土門治明委員。

9 番（土門治明君） では、簡明にということですので。先ほど除雪の補正の件でご質問ありまして、答弁のほうも大分丁寧で大体わかったのですが、昨年度の経験を踏まえて、もう一つだけ抜けているところがあったので、お願いをしたいと思います。3 月の後半なのですよね、問題、大雪になったときに。各集落に 59 部落、協力ということで団体のほうに集落の内部の除雪をお願いしているということでした。部落では、各トラクターを持って、それで部落の中の除雪を引き受けているわけなのですが、捨てる場所がだんだん 3 月の後半になってくると、捨てる場所がなくなったというのが昨年の困ったところでした。それで、最終的にはバケットローダですか、あれは採石屋さんのほうに委託して来てもらったのかなと思いますけれども、バケットローダがかなりすごくそのときに有効で大分助かった経緯があります。今年度除雪機械、遊佐町としてはバケットローダのもう取得していたと思うのですが、バケットローダについてはどのように考えておったのか、ひとつお聞きしたいと思います。

委員長（高橋久一君） 池田地域生活課長。

地域生活課長（池田与四也君） お答えをいたします。

再三バケットローダという名称の機械のお話、お言葉ありましたけれども、町の除雪機械の保有状況あるいは業者をお願いをしておる機械の保有状況については、ちょっとお待ちください……昨年度につきましては 1 台、歩道ロータリー用の除雪車を新規に購入しまして、ロータリー 3 台と、それからほとんどがドーザなのですが。あとは、主に業者さんのタイヤショベルだとか、それからグレーダーを持ち出しをしていただいて、17 の業者をお願いをして機械除雪をしていただいているという状況にあります。ちょっと確認をしながらなのですが、排雪につきましては我々が排雪といった場合は、まず排雪場所の指定を数カ所、例えばサンスポの駐車場だとか、そこに指定をさせていただいて、各集落からおおむね軽トラックなんかで積んできていただいて、指定場所に排雪をする。そこをドーザなりでまた一定押していったスペースを確保しながら、そういった形で対応しているという意味の排雪なのか、それとも 3 月に限らないのですが、天気の状態で雪が降ったり、天気になれば晴れて雪が解けたりと。ざくざく状態になったときに町でいわゆる剥ぎ取り作業、排雪というふうな形で直接に行っている。そのことの苦情なりをあるいは至らない部分を言っておられるのか。いずれにしても、一定の対応をさせていただいておるという思いがあるのですが、これきのうの常任委員会の中で、例えば月光川

の河川公園の駐車場を開放していただきたかったというふうな町民の要望に応えていなかった、そういうふうな指摘があったというようなこと。すぐそれを反省点として捉えてよろしいのかどうか検討の余地があるのかなというふうには思っていました。

委員長（高橋久一君） 9 番、土門治明委員。

9 番（土門治明君） ちょっと違うようですけれども、まずわかりました。後でまた個別にお話ししたいと思います。

では次に、教育委員会のほうにまだお話、質問していないので、16ページの文化財保護費の委託料が事業調査委託料として小山崎の分が2回出ております。これについて、それから作業員のほうの賃金のほうは丸々三角ということになっているところを見ると、発掘作業はことしは当初の予定どおりしないで、最後の仕上げにかかっているのかなというふうに補正からは感じられるのですけれども、実際の状況について教育長なり課長なりお尋ねしたいと思います。

委員長（高橋久一君） 東海林教育課長。

教育委員会教育課長（東海林和夫君） お答え申し上げます。質問なしに終わるのではないかと内心ドキドキしておりましたけれども、ありがとうございます。

進捗状況ということでございますので、今委員お話しのように昨年度補足発掘ということで行って、そして今年度は基本的な位置づけとしましては総括報告書の作成と、こういうようなことで今年度始まっているわけでございます。そのような中で調査指導委員会、これまで2回ほど開催はしております。総括報告書のいわば目次、そして目次というか、章立て含めた目次、そしてそれぞれの執筆担当、こういった事項につきましては、一定程度振り分けは行われたわけですが、ただ実際執筆に入ろうという段階になりますと、実は昨年度補足というようにして発掘したいろんな遺物がまだ分析等がいわば不十分ということではないのですけれども、まだもう少し時間がかかると、念入りに調査をしなければならぬという、そういう要素が多々ございまして、調査指導委員の皆さんの共通の認識、ここがやっぱり一致しないと、実際にペンを走らせるということにならないものですから、今そういったまた分析関係の委託料もお願いをしている。そうした中で今質問がありました委託料161万4,000円の中にも、実は植物遺存体の分析あるいは県立博物館の資料を図化していくための委託料だとか、あるいはさらに年代を測定していくための、そういう委託料だとかが含まれております。こうした最終的な分析といいますか、こうしたことを踏まえて今の予定では10月、遅くとも11月ぐらいには、改めてまた調査指導委員会を開催しまして、その中で委員同士の共通の認識を図りながら、そこから具体的な執筆作業のほうに入ろうと、こんな現段階での進捗状況でございます。

以上です。

委員長（高橋久一君） 9 番、土門治明委員。

9 番（土門治明君） 今のお話聞きますと、まだ執筆には至っていないという話を聞くと、今年度またどうなるのかなと。国指定ちょっと、指定の期限というのは、今年度の期限というはあると思うのですけれども、もちろん来年度になればもうだめなのですから、今年度中の何月ごろまで仕上げてというような、これからの先の計画というのでも聞きたいと思うのですけれども。ただ、今のところまだ執筆していない、その先わからないということでは、ちょっと困るのではないのかなと思います。

委員長（高橋久一君） 東海林教育課長。

教育委員会教育課長（東海林和夫君） お尋ねの趣旨はごもっともでございまして、現在段階でそれでは予定でありました3月末までの総括報告書の作成というめどが立つのかということになるわけでございます。この点については率直に申し上げまして、物理的に非常に困難な状況になってきているということをお知らせしなければなりません。それで、文科省のほうとも7月にこちらのほうで出向いていった協議をさせていただいたりあるいは8月には県の担当課のほうに出向いて協議をさせていただいたりしながら、当初の計画は変更せざるを得ないのかなと、若干時間的にずれ込むと、このようなことを国の

ほうからも了解を得ながら、落ち度のないように進めていきたいと、このように思っているところでございます。

以上です。

委員長（高橋久一君） 9 番、土門治明委員。

9 番（土門治明君） 今年度もまだめどが難しいなというお話でした。昨年度も難しいと、来年度は絶対なるのだという 1 年前もそういう話でしたし、これなぜこんなに手間取っているのかなと思います。もう 3 年ぐらい前からもう今すぐにでも国指定になって、そこに展示室とかさまざまな国のほうから補助金をいただいてできるような構想が話されたことがあります、3 年ぐらい前から。いまだに 3 年になってまだこの状態であるということは、今まで発掘した遺跡が余り価値がないということなのですか、国指定になるほどのものではないというようなことで今なかなか難しく、携わっている委員の方が困っているというような状況なのかなという心配もするのですけれども、そういうことはないのでしょうか。

委員長（高橋久一君） 東海林教育課長。

教育委員会教育課長（東海林和夫君） 少なくとも 4 月以降、そういう委員会の中に参加させていただいている私の専門的知識はありませんけれども、そのような中での受けとめ方としましては、とりわけ日本海側の地域の中では、非常にやっぱり貴重な遺物として、これはそういう遺跡だということであるのは間違いないと、このような話で推移はしております。昨年 の 補 足 の 発 掘 で 出 て き た い わ ゆ る 水 辺 の 遺 構 について、さらに新たな遺物が出てきての鑑定といいますか、分析といいますか。そしてまた、水辺の遺構というのが非常にいろんな考え方なり見解が出されてくるというところで、それをある程度共通の理解というふうに整理することが可能かどうかと、こうしたような事柄もございまして、遺物そのものも非常に貴重な極めてとりわけ日本海側の地域の中では余り類を見ない、そのような遺跡の内容といいますか、そういう遺物が出ているということでは、これは間違いありませんので、それだから分析に時間がかかるということではありませんけれども、そんなことでより丁寧にまず対応をしていかなければならないと、このように思っているところでございます。

委員長（高橋久一君） 9 番、土門治明委員。

9 番（土門治明君） 間違いなくいいものであるということは、まず安心しましたところです。こういうものは、怪しいところをどんどん進んでいって、後で批判を受けるというようなケースもありますので、それは慎重にならざるを得ないのかなと思います。それからまた、このぐらい期間が長くなると、発掘された土器とかそういうものが大体組み合わせて完成品みたいなのも飾ってございましたけれども、あれはやはりよくそういう土器の名品というのは盗難に遭ったりするというお話も聞いております、実際ありました。これからの保管もそんなに大事なものは、まだ発表前にそういうふうにならないとも限りませんので、あそここのところに保管しておくのも、まだ展示室、自由に見られるところで夜忍び込めばできますよね、あそこ、多分。ですから、やはりこれからは、今度の来年度絶対なるのでしよう。ことしちょっと無理だということは、来年度はそろそろやっぱり完成してもらわないと思うので、その前にそういうものがなくなったということになっても困りますので、これからは仕上げの段階において、より慎重にそういうものを取り扱っていただきたいと思います。特に管理についてはお願いしたいと思います。この件についてお願いします。

委員長（高橋久一君） 東海林教育課長。

教育委員会教育課長（東海林和夫君） 今年度は、来年度はという話をしていきますと、遊佐町だけではなくて、県のそういう記念物関係に対しての信用の問題も発生してくるものですから、これについては十字架を背負ったような思いで対応していきたいと、このように思っております。それからもう一つ、いわゆる保管の関係でございますが、これは実のところ旧菅里中学校の建物の構造自体も老朽化しております、非常に保管には余りよろしくない状況下になっております。したがって、私どもはまだ企画あるいは総務のほうと話は、今後実施計画というような段階で話し始めることになるわけですから、

が、思いとしましては、例えば統合後の西遊佐小学校あるいは史跡指定を受けてからのいわゆる小山崎遺跡の中に一定の管理の建物といったようなものが国のほうで補助事業等々も含めて可能性があるのかどうか、そういったことはもう現段階からやはり構想といいますか、一定の考え方を持ってどういう保管をしていくのかということをもまず素案づくりしなければならないぞといったようなものは、係の者と意見交換を今しているところでございます。

以上です。

委員長（高橋久一君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） 今これまで課長が申し上げたとおり、何せ3,000年前、4,000年前の状況をわずかに限られたスペースの資料で分析するものですから、また補足調査をすればするほどいろんなデータが出てきました。可能性が広がりまして、これをきちんとつなぎ合わせないで、発表してから違っておったということは、これできないと思いますので。遺物等もあるわけですけども、植物の状況なんかもやはり全国にまれなというか、状況も出ているのです、当時。その辺を含めてやはり国指定に向けるときは、地方紙だけでなく、全国の手新聞社、県版でなくて全国版にやはり小山崎遺跡の売りといいますか、大事にしなければならないポイントをやっぱりどんと出すタイミングもあるのだろうと。それを受けて国の申請とか、貴重な遺跡であるという認識はあるようですので、その辺慎重に進めて、何せ十数年にわたる、しかも最初県でやったものをもらいに行ったりでなかなか、あそこにあるはずだからあれも突き合わせようとか、その辺新たな思い、調べたいということが出てくることもありまして、できるだけ今年度結論出せるようには頑張りたいと思いますけれども、それは限られた人数で膨大な資料を分析しております。その辺ご理解いただきたいと思います。

委員長（高橋久一君） 9番、土門治明委員。

9番（土門治明君） その辺は理解しました。それで、この件できるだけ早く完成していただきたいのは、それができることによって遊佐町に来る人がふえると、起爆剤になる一つだと思っているのです。一番なるのは本当は世界自然遺産に登録になれば、すごい観光客が来たと。前山形県でも鳥海山含めた最上川出羽三山と一緒に世界遺産登録を目指したこともありましたが、無理でした。秋田県、青森県、それから北海道、この辺はもう自然遺産登録になったわけですけども、それがなったことによって人がばんと来るのです。それが無理であれば、次は遺跡による国指定のものができれば、絶対観光客というのはそれを見ながら、鳥海山を見ながら、そして来ますので、それをのんびりと眠らせておくのはもったいないかなという思いでこの辺を急いでいただきたいと思います。

そして、もう一つ最後に、体育館の備品としてランニングマシンが今回更新されているようですが、本来今までは2台あったようですが、この更新はランニングマシンは壊れたのですか。ひとつ聞きたいと思います。

委員長（高橋久一君） 東海林教育課長。

教育委員会教育課長（東海林和夫君） 壊れまして取りかえるということでございます。

委員長（高橋久一君） 9番、土門治明委員。

9番（土門治明君） これ補正によりまして170万円台ぐらいのついているのですけれども、この中のどのぐらいの値段のランニングマシンを購入したのでしょうか。

委員長（高橋久一君） 東海林教育課長。

教育委員会教育課長（東海林和夫君） 174万9,000円のうち、ランニングマシンはおよそ125万円ほどでございます。その他購入費の中には、卓球の防球ネットだとかあるいは体育館の灯油タンクの防油堤、こういったようなことも含まれております。

委員長（高橋久一君） 9番、土門治明委員。

9番（土門治明君） 120万円ほどのランニングマシンというのは、これは最高級です。テレビの宣伝なんかで見ると、もう3万円、4万円ぐらいからありますし、確かに私もあそこの今までのやつで走ったことあるのですけれども、あのやつよりはるかに走り心地がいいのかなという感じがします。これ

永久に壊れるものではないと聞いていたのですけれども、部品交換では済まなかったのでしょうか。多分これ壊れないはずですが、壊れた状況というのを聞いて、時間ですので、終わりたいと思いますので。

委員長（高橋久一君） 東海林教育課長。

教育委員会教育課長（東海林和夫君） 置かれている部屋も1階の北側で、奥のところでトレーニングルーム自体が湿気が多くて、あそこでいいのだろうかという話も現在段階でもあるのですが、そんな意味を含めまして絶対壊れないものだということに対しての当否はともかくとしましても、なかなか今のものを部品交換したりというようなことで続けていくには、ちょっともう対応しがたいと、このような判断のもとに購入ということをお願いしたいと、こういってくださいます。

委員長（高橋久一君） これで9番、土門治明委員の質疑は終了いたします。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（高橋久一君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

委員長（高橋久一君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

お諮りいたします。議第43号 平成24年度遊佐町一般会計補正予算（第3号）、議第44号 平成24年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議第45号 平成24年度遊佐町簡易水道特別会計補正予算（第1号）、議第46号 平成24年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議第47号 平成24年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議第48号 平成24年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議第49号 平成24年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議第50号 平成24年度遊佐町水道事業会計補正予算（第1号）、以上8議案についてこれを原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

委員長（高橋久一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、本会議に報告する案文作成のため、恒例によりまして各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長は直ちに委員会室にお集まり願います。

案文作成が終了するまで休憩いたします。

（午後3時04分）

休

憩

委員長（高橋久一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時30分）

委員長（高橋久一君） 報告文の案文ができましたので、事務局長をして朗読いたさせます。

小林議会事務局長。

局長（小林栄一君） 報告書案文を朗読。

委員長（高橋久一君） 本特別委員会の審査の結果につきましては、ただいま局長朗読のとおり本会議に報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

委員長（高橋久一君） ご異議なしと認めます。

よって、局長朗読のとおり本会議に報告することに決しました。

これをもって補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

ご協力まことにありがとうございました。
(午後3時32分)

遊佐町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名し提出します。

平成24年9月7日

遊佐町議会議長 三 浦 正 良 殿

補正予算審査特別委員会委員長 高 橋 久 一